
出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成27年6月10日(水曜日) 午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 佐々木 守 議員
- (2) 有賀 光子 議員
- (3) 白内 恵美子 議員
- (4) 高橋 たい子 議員
- (5) 広沢 真 議員

(6) 我 妻 弘 国 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番安部俊三君、10番佐々木守君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番佐々木守君、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守、大綱2問質問させていただきます。

大綱1問目、柴田さくらマラソン大会について。

4月18日、柴田町槻木地区で、柴田さくらマラソン大会が3年ぶりに開催されました。地元住民でつくる実行委員会が主催し、ハーフマラソンと5キロ、3キロ、2キロで、男女年齢別など全24種目を設定しました。大会には、町内外の市民ランナー約2,500人、選手に同行した家族や友人など約3,000人、合わせて約5,500人もの人々が集まりました。白石川沿いの河川敷をスタートしたランナーたちは、きれいに咲いた桜やのどかな里山の風景を楽しみながら駆け抜けました。選手の家族や友人たちもまた桜を楽しみました。沿道では地元住民が声援を送りました。

柴田さくらマラソン大会は、2001年に初めて開催されました。陸上自衛隊船岡駐屯地を会場

に、6回まで続けましたが、町の財政難に伴い一時中止となりました。11年に住民有志が復活に動いたものの、東日本大震災で断念しました。12年ようやく開催できましたが、会場としていた駐屯地が利用できなくなり、13年、14年と2年続けて開催を見送りました。そして、ことし新たなコースを設定し、開催にこぎ着けることができました。

しかし、地元住民でつくる実行委員会の苦労は大変なものでした。町との共催ではありませんでしたが、人的な支援は少なく、毎年開催するにはもっと町としての支援が必要だと思います。そこで、毎年継続していくための支援をどうするか伺います。

1) 資金もなし、事務所もなく、固定電話もなし、事務局職員もなし。このような状態で、毎年開催していくのは無理なのではないでしょうか。住民有志の熱い思いを町はどう酌み取り、毎年継続するための支援をどうするのですか。

2) 今大会の実行委員会から、柴田町体育協会、柴田町陸上競技協会、警察等関係機関に依頼し、協力をいただきました。しかし、共催である町ももっと前面に出て、協力を依頼すべきではないでしょうか。

3) 開催費用を安定させ、毎年開催するには、しっかりした組織が必要です。法人化なども促す必要があるのではないのでしょうか。

大綱2問目、**介護保険料の値上げについて。**

厚生労働省は、65歳以上が支払う介護保険料について、4月から全国平均月5,514円になると発表しました。2012年から14年の4,972円から542円ふえ、初めて5,000円台に達しました。さらに5年後の20年度には、月額6,771円まで上昇するとの推計を明らかにしています。

そこで、当町の介護保険料はどうなるのか、伺います。

1) 当町での介護保険料の値上げは幾らになったのか。

2) 当町の介護保険料は、5年後はどうなるのですか。

3) 介護保険料値上げで生活困窮者はふえるのでしょうか。また、その方々への支援はどうするのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員の大綱2問ございました。まずは、柴田さくらマラソン大会についてでございます。3点ほどございました。

柴田さくらマラソン大会は、議員ご承知のとおり、柴田町が財政危機に陥った際に、第6回

のマラソン大会をもって事業を中止した経緯があります。その後、町民有志の方々がマラソン大会の実現に向け、精力的に活動を継続した結果、今回のハーフマラソンにつながっていったと考えております。改めて実行委員の皆様のご市民力に、敬意を表する次第でありますし、いろいろ小さな問題はございましたが、よくやったというのが実情ではないかというふうに思っております。

平間奈緒美議員にも答弁したとおり、マラソンの実施は継続的に実施することで、町に大きな効果をもたらすものと考えます。しかし、4月は桜まつりを優先せざるを得ず、マラソン大会については側面からの支援にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

まずは、実行委員会において、継続する意思を固めてもらうことが先決であり、決定されれば継続して大会運営ができる体制づくりや、資金面からの側面支援をすることは、やぶさかではございません。

2点目、各団体への協力要請を依頼したときは、初めは町が必ず同行して、町の協力体制と支援内容を説明してきました。そのことにより、各団体も快く大会への協力要請を約束していただき、円滑に進めることができたと思っています。また、各団体の会議に出席した席上でも、時間をいただき、協力要請を密にマラソン大会への協力を要請しております。また、体育協会の事務局はスポーツ振興課にあり、今回の大会につきましても体育協会長から体育協会加盟団体に対するスタッフ協力依頼約50名と、陸上競技協会への競技役員43名に関する依頼や説明会等の設定をし、開催に至っております。

3点目、1点目で答弁したとおり、町としては主体的に人的面や体制づくりを行うことは現状では困難でございますので、あくまでも町民が主体となった実行委員会を主体とした運営を考えていただきたいというふうに考えております。ただし、実行委員会での実施が困難な場合には、先ほど申しましたように、資金面及び安全なコース整備等の側面支援は、従前以上に増して協力してまいりたいと考えております。

大綱2問目、介護保険関係で3点ございました。

1点目、平成26年度3月会議において可決いただいた介護保険料は、月額では第1段階2,450円から第9段階8,330円までとなっております。基準額では4,400円から4,900円になっております。

2点目、高齢者人口の伸びに伴い、介護給付費の増加が見込まれるため、保険料は現在より高くなるものと予想されます。また、介護保険制度は3年に一度の国の制度改正が大きく影響するものであるため、現時点において確実な額は見込めないのが実情でございます。

3点目、今回の保険料額については、介護給付費の増や負担割合の増などの要因により、増額となったものでありますが、生計上もろもろの事情により、納付が困難な場合も発生してきます。納付が困難な場合には、これまで同様納付相談を行っていきます。納付相談において、どのような納入の方法が相談者にとって最善なのか、個々の状況に応じながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 佐々木守君。再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） まず、第1点目のマラソンなんですけど、町長から報告の中で、柴田さくらマラソンについて、実行委員会の皆さんには大きな仕事をなし遂げたという充実感と、これからもできるという自信につながったとの確信を得るという言葉がありましたが、何もない中で、大きなトラブルもなく実施できたのは、必ず成功させるという情熱ではないかと思えます。運営に携わった人数が759名の住民有志だけの実行委員会を、町はどう見ていたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に、実行委員会の活動、仕事の内容、そういうようなものをそばから見せていただいて、あと我々町行政も一緒に進めてきた経過があります。その中で、特に頭が下がるのは、本当に毎日のような形で実行委員会の中核たるメンバーの皆さんが集まって、これをどうしよう、あれをどうしよう、どうというような手配をしようというようなところで、机の中で議論をしていたというのがまず2年間の経過だったというようなところなんです。

それからあと、スタッフ759名、これについても各地区に足を運びながら、いろいろ広報を使いながら、そして会員を募集しながらというようなところで、よくこれだけのスタッフも集まったというようなところで、本当にこれについては頭が下がる思いでそばから見ておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今町のほうでも思いをちょっと聞かせてもらったんですけども、住民有志がマラソン大会をやろうと、そういう中で組織もないのに、町としてはこれと一緒に仕事しようという決断をしたのは、どの辺でしょうか。住民に対しての熱意にほだされたということでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、第8回、自衛隊の中でやったときから、やはり住民の皆さんの熱い熱意がありましたので、ぜひこれを実現させたいというような思いがあって、まちづくり政策課が中心になって支援をしてきましたし、まずそういうようなところで住民一人一人がまちづくりの担い手になっていただけたというような意識もありましたので、そういうようなところの気持ちを大切にしたいと思ひまして、第8回から町は全面的に側面支援をしてきているというところではあります。

ですから、今回改めてということではなく、もう布石としては3年前から持っていたというところではあります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今回は、自衛隊の中でのマラソン大会ということと異なって、ロードに出るということで計画を立てたんですけれども、最初はやはり槻木地区を走るということのコースの中で、住民の皆様が本当に支援をいただけるんだろうかという心配をしておりました。しかし、そのコース上に携わってくれた各区の区長さんを初め、市民の皆さんが本当に応援をしていただきました。交通整理から、選手への誘導、それから途中でリタイアする人たちの世話、それから途中で打ち切りになった方々のバスの手配その他、全ての面で一生懸命やってくれました。この点に関しましては、私も非常に感激しているところでございます。こういう中で、町のほうも各区長さん方に対して、何とか成功させてやりたいんだと、住民有志でのマラソン大会の組織ではあるけれどもということをつけ加えていただいて、お願いしていただいたから、そういう結果になったのかとそう思っていますが、実際に実行された後の区長や住民の皆様方の反応はどうだったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 本当に実行に当たる前についての行政区長さんたちは、これだけの計画が実行できるかというような心配がありました。しかし、実行委員会の皆さんが地域に入って、いろいろコースとか時間の制限時間とか密に計算をして、緻密に計画を練っていたと、それを聞いてやはり行政区長さん自体も、まず協力しなければならないというような気持ちに動かされたんだろうというようなところではあります。

その中において、やはり町としても行政区長会議、こういうような会議を使いながら、町は表には出ることはできないけれども、まず共催というような形で実行委員会を側面から支援していくというようなことでも、行政区長会議で2回、3回と擬似的に報告、依頼もしていますので、そういう面においてはまず町がある程度支援体制を、実行委員会が主体になりますが、

町もまず陰ながらついているというようなところで、一気に盛り上がってきたのかというふう
に思います。

当日も、実際的には行政区長さんたちが沿道において、いろんなパフォーマンスを地区の
方々をお願いしておりました。特に、槻木地区、この時期に何もイベントがないというよう
なことで、区長さんたちもこの機会に何か地区としてできるものがないかというようなところ
もありましたので、そういう面ではうまく合致したイベントになったのかというふうに思いま
す。行政区長さんからは、まず苦情とかそういうようなところの話は来ておりません。ただ、
来年本当に実施するかどうか、その1点についての照会が来ているというような現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 確かに区長さん方からも、来年もぜひという声を聞いております。や
はり近い地区としては、イベントが少ない中で、これだけの大きい大会がやれたという、やっ
ぱりボランティアで参加してくれた皆さん方もその点は満足されたんじゃないかと思うん
ですけれども、町としてのいろんな声を反映した中で、じゃあ来年も支援していきたいという考
え方でおられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど来から町長答弁するような形で、主体にはなれま
せんけれども、側面支援というようなところで、資金面もある程度安全面、そういうような
ところの支援はするというようなところで、町長が先ほど答弁しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ランナーからの評判なんですけれども、コース設定については、かな
り評判がよかったんです。ということは、桜が満開の時期、そして里山の田園風景の中を楽し
く走れたという回答がほとんどでした。ぜひ来年もというランナーの声も50%超しております。
アンケートも見せてもらったんですけれども、そういう声が聞かされています。

ただ、その中でこれはランナーからの言葉なんですけれども、富沢16号線が土盛りしてある
んです。これが2車線になったときには本当にすばらしいハーフマラソンになるのではない
かという評判もちょっとされているんです。その中で、都市建設課のほうでは平成29年3月完成
というように聞いているんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 予定では平成29年度を最終年度というふうに表現していたと思
います。29年度内に完成をさせたいということで今進めております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） これは、地元の声なんですけれども、ハーフマラソンをやっていただいたおかげで、道路を舗装してもらって非常にきれいになったという槻木地区からの評判を得ているんですが、町に対してはどういう声が届いていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今回のさくらマラソンということではなくて、防災安全社会資本交付金を使いまして、道路補修たまたま槻木地区であったり、船岡地区であったり、道路補修したところとコースが一緒になったということで、非常に道路がきれいになって走りやすくよかったという評判の声は届いています。

ただ、マラソンに関して言えば、東船迫のゴルフ場の信号のところ、あそこについてはマラソンのためということで、一部ちょうどハーフのスタートのところになりますけれども、舗装はさせていただいたんですけれども、やっぱり道路がきれいでありやすいということで、私たちが仕事をやった甲斐があったというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それから、今回のハーフマラソンを含めて大会が成功できたのは、やはり大学を中心とした高等学校の生徒さんの支援が非常に大きかったと思うんです。参加されたのは、仙台大学、柴田高校、大河原商業高校、村田高校の皆さんでしたけれども、協力していただいた人数が217名、この方々の協力があったから、大きなトラブルがなくて、大会が成功裏に終わったのかと。各学校に対して、実行委員会も挨拶にお伺いしたんですけれども、各学校の今回やった後、来年度の支援も通して、どういうふうに評価されているのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 各大学、高校については日数のない中でボランティアを集めていただいたというようなところで、大学の苦心もかいま見ることができました。その中で、本当に多くの学生さんたちに協力をいただいたというようなところで、本当に学校の協力には感謝申し上げたいというふうに思います。我々のほう、一番最初ご挨拶に行ったときもこれだけのイベントを町と実行委員会一緒にやるということと、柴田町のにぎやかさというか、柴田町の持っている資源をほかの方にもPRする、そして学生も1つの社会的貢献というような体験も踏まえた中で協力ができればいいというようなところで学校長も答えておりましたので、今後ともそのような関係で実施できるのであれば、協力は率先して、今回同様の人数の確

保はできるのではないかというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 4月ですので、学校長に対してもかなり迷惑をかけたのかという思いはあるんですが、町としてはその辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回の反省で、実はどれだけの学生をどこの場所に配置するかということではなく、できるだけボランティアをお願いしたいというようなところの依頼をしてしまいました。実際的にはここのこういう業務に対してこれだけの学生と、ここがポイントでこれだけの学生と、やはりこういうように実際的に人数を大まかな人数ではなく、ある程度制限した中で制約した中で、やっぱり配置、仕事の内容、これなんかもきちんと説明しながら、今後も協力を求めたほうがいいのかというふうに思っておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 2番目の質問で、体協、陸協、警察等関係の協力依頼の件について、ちょっと触れさせていただいたんですけれども、こういった関係機関に当初はやはり実行委員会に対して、ちょっと不審を持っておられたのかという認識をしています。ということは、資金もない、事務所もなく、固定電話もなし、事務局職員もいないと。そういうことをやっぱり、体協、それから陸協、警察、自衛隊の皆さん方は実行委員会に対して、この実行委員会で本当にマラソン大会ができるんだろうかという、かなりの心配と不安があったみたいなんです。実際に協力をする段階においても本当にできるのかという声を何度か聞かされました。その点、町のほうとしてはそういう声をどのように今後も協力体制を持っていくようにしていこうと考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 各団体と最初ご挨拶というか依頼に行ったとき、やはり今までない、したことがない、やはりそういうようなところにおいて、まして町が主催ではないというようなところで、各団体のイメージからすれば、市民中心の事業イベントというのは本当にできるんだろうかというのがやっぱり実情だと思います。しかし、町も一体的にこの事業については開催するということによっておりましたし、いろんな会議においても、町も私も出席しながら、支援体制を説明してきておりますので、そういうような中においては、ある程度最初のうちはやはりいろいろと問題、課題、この解決のために実行委員会できないだろうというようなところだったんですが、やっぱり一つ一つそれらの課題を町と実行委員会が解決

してきておりましたので、その辺である程度協力もやわらかくなって、実際的には大会の運営がスムーズにできたのではないかとこのように思っております。これが、スタートです。これから2年、3年と続けばそれだけ実行委員会の皆さんも実力もついて、経験も積んで、ある程度その辺がスキルとして、今後陸協と色々な形で折衝するにしてもお話し合いができるのかというように考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今お話いただいたとおりでと思うんです。これに携わってくれた各関係機関の方々の171名なんです。ですから、こういう多くの方々が協力をしてくれたと。この間この体協を初め、そういった関係機関の皆さん方との反省会の中で触れられたことは、本当に何も無い中でこの実行員会はよくやったという評価をいただきました。いろいろな問題も多々あるというご指摘も受けました。その中で、やはりこういった機関が、初めから計画の段階から加えてもらえればもっといいアドバイスができたのではないかと。こういう反省が出ておりましたんですが、いろんな反省の中身は町のほうにも届いていると思うんですけれども、その点、来年度実施した場合に当初からこういった陸協、体協初め、最初から加わっていただくという考えは町としては持っておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今回、コースそれから種目は全部初めてやることから、皆初めてづくしで、手探りの状態でありました。実際実施しまして、実行委員会もいろんなデータとったと思います。私たち体育協会、それから陸上競技協会もいろんなことがわかってきました。来年開催するに当たっては、それぞれのわかったことをすり合わせていきながら、当初から加わることは可能だと思います。

○議長（加藤克明君） ちょっと済みません、先ほどから質疑、答弁の中で、体協、陸協という名称が使われて、略称が使われておりますけれども、わかりやすい表現で陸上競技協会とか、柴田町体育協会ということで、質疑、答弁のほうに、町民の方にわかりやすくお願いしたいと思っております。

再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは、3点目のほう、これから継続してさくらマラソンをやっていくとすれば、今の住民の有志だけのメンバーではなかなか難しいのではないのかということが考えられます。そこで、さくらマラソンがあるのは、人的な支援はなかなか難しいということであれば、やっぱりなおしっかりした組織が必要だと思うんです。ですから、そういったし

しっかりした組織ができた場合には、単独でもボランティアの協力を得て、大会を開催することができると思うんですが、その組織づくりに対しての町からの支援はいただけるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） あくまでも市民主体の実行委員会というようなところです。ただ、いろんな組織をつくるためにはいろんな役割を持って、その組織を構成しなければならないと思います。それについては、まちづくり政策課がある程度側面的というか、アドバイス、そういうようなものを準備させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） しっかりした組織というのは、やはり任意団体ではなかなか難しいのかというふうに考えています。ということは、やっぱり任意団体だけで、このハーフマラソン、これを実施している自治体はないんです。柴田町が初めてなんです。ですから、その点の町当局としての考えはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど来から答弁していますように、まず主体的な団体、こちらをきちんと組織、設立をして役割を担っていただければ、資金面とか安全面についての側面支援は、町も一緒に行っていきたいというようなところです。あくまでも、実施母体である組織をきっちりと動けるような形でまず積み上げをして、つくり上げていただきたいというのが、私自身持っているところの感想です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ということは、近隣の角田市とか、岩沼市でも、ハーフではないんですけれども10キロマラソンをやっているんです。その中でやっぱり市が主体でやっているんだけれども、大変だと。そんな中であって、柴田町の場合は住民有志だけで実行しようとしていると。できればそういう形がいいんだけれども、なかなか大変ですと。しっかりやってほしいと。敬意を表したいというそういう称賛も得ているんですけれども、町としては今の形で継続していくことがいいというふうに考えているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） あくまでもまちづくりの担い手というようなところで、町としてはマラソンの実行委員会もまず1つの団体というような認識であります。ですから、そういうような面においては、まちづくりをする中において、町も一緒にとりかかるとか、共催とい

うような形のイベントの開催、協力は惜しまないというようなところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） もう一つ、やはり毎年開催するには、資金面での心配があるんです。ということは、赤字になった場合、町からの共催という形で町では幾らぐらい協賛してもらえらという額は言質されているんですけども、実際参加人数とかその他によっては、赤字になる場合があるんです。そういう場合には誰が責任を負うのかということが問題になってくるんです。ということは、実行委員の人たちだけで負担していくとなると、次から継続はできないと思うんです。その点、町はどのようなふうを考えているんですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回のハーフマラソンを開催するというか、第1回目の会議のときもお話を申し上げました。やはり、まずやることはいいんですけども、歳入の面で資金がどれくらい入る、そしてどれだけの参加人数で、これくらいの支出ができると、やはりそういうようなそろばんを積み上げた中でないと、やはりやりたい気持ちはわかりますけれども、規模拡大することによって、実行委員会の皆さんの負担が大きくなるのではないかなというように一番最初に申し上げたつもりでした。

特に、事業実施するに当たっては、入ってくるお金、出るお金、きちんとこれを会議ごとに変動すると、こういうような内容ではやはりいけないと思いますので、ぜひその辺の経理的、会計的な責任者をきちんと設置していただいて、その中で必ず経理担当の方の意見を聞きながら、ここは経費的にかかるのかというような、そしてこの部分は町に支援とか、やはりそういうようなすみ分けをきっちりと会計面から、資金面から体制を整えるべきじゃないのかというふうに思います。あくまでも、我々のほうというか、町のほうとして考えているのは、収入的にはまず参加料がベースになる事業かというふうに考えておりました。その中で、足が出る部分については、町が支援というようなところで、できるだけやはり参加料の範囲の中での事業運営がベストというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今回初めてロードでのハーフのマラソン大会に携わらせてもらったんですけども、やはり責任を持って全てに対応していくという形にするには、法人化が必要じゃないかと。法人化した場合には、町のほうでは事務所と事務職員、それを支援していただけるのかどうかということなんです。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に町が主体的に法人化をするということではなく、あくまでも実行委員会がみずから法人化するということですので、その辺の人的な資金的なところは、実行委員会で賄うのが本筋ではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そういう資金面その他、法人化する場合のいろんなことがクリアできた場合も、ちょっと大変なのは、やっぱり事務所の問題と、職員をどうするかという問題が最大の焦点になってくると思うんです。ですから、法人化ができたとする場合に、その事務所を貸していただけたらとか、そういうことの支援はしていただけるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そういうような内容であれば、例えば事務所等については、公的な施設は今のところありませんので、町の中の空き家とかそういうようなところをうまく活用するとか、そういうようなところの仲介はとらせていただきたいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） これは、マラソンの場合とほかの法人を比べるというのは、ちょっと無理があると思うんですけれども。例えば、商工会、これに対しての資金、それから観光物産協会に対しての資金の支援ということをやっているわけなんですけれども、それは町全体としての運営と仕事の量、そういうようなものを勘案して、町としてもこれだけのことはしてやらないとだめだと。共同で組織をつくる、法人化していくという考え方なんですけれども、今の考えですと、融資だけで皆さん方の考えで法人化してくださいというお言葉なんですけれども、法人化する段取りができたとして、やっぱり事務所ぐらいはお世話いただけないのかとこんなように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に市民レベルの担い手の団体、町内にいっぱいあります。その中において全てが役場が住所地を貸すということは、その辺はちょっと困難というようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ただ、法人化した場合、独立してやっていけるので、一旦その組織ができれば町当局も楽だと思えます。毎年毎年、この団体が本当にやっていけるのかどうかという心配をしているよりはと思うんですけれども、どういうふうにしていくかという住民の有

志の方々ともまたお話をさせていただきながら、町のほうにもお願いをしていくというふう
に。ただ、先ほど法人化に対しても組織をつくる段階の支援はしますということですので、そ
の点、お願いをしてマラソンのほうの質問は終わらせていただきたいと思います。

では、大綱2問目に入ります。

介護保険料の値上げという形になっているわけなんですけれども、柴田町は3年間、ことし
の4月から3年間4,940円という形で介護保険料が決まっているようなんですけれども、ほか
の市町村と比べて、それが高いのか安いのか、その辺をお知らせいただきたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 全国平均が先ほど議員おっしゃられましたように5,514円。宮城県
の月額平均基準額ですが、5,451円。宮城県の私どもの町が4,900円という価格になりまし
て、宮城県内でお話ししますと、4番目に低い保険料になったということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 大変失礼な質問かもしれませんが、まず介護保険の資格につい
てちょっとご説明をいただきたいんですけれども。第1号被保険者と第2号被保険者の定義を
お知らせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長、よろしいですか。どうぞ。

○福祉課長（鈴木 仁君） まず、第2号からお話しします。第2号は40歳以上の方、第1号に
つきましては、65歳以上の方となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今現在、柴田町では第1号被保険者と第2号被保険者、合わせると2
万2,548人という形になっているんですけれども、これ毎年人数が変わっていくと思うんです
けれども、この3年間人数はそんなに大きく変動することはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 65歳以上ですけれども、平成26年度では9,807人、27年の4月1日
では1万27人となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうすると、平成27年3月31日現在、1万27人というんですけれど
も、第1号被保険者ですけれども、ちょっと少なくなっているんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 高齢者の増に伴いまして、ふえております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 平成26年度の介護認定の申請者なんですけれども、26年で新規申請者が410人という形になっているんですけれども、ことしは大体同じくらい的人数が申請されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 認定率でございますけれども、柴田町の場合、こちら平成27年1月の状況であります、14.5%となっております、本町ここ近で言えば、14.3、4、6ということ動いている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうすると、平成26年度になりますけれども、新規申請410人、それから更新の方が1,367人で、審査対象となっている方々が1,777人ということになっているんですけれども、ほとんど27年度、28年の3月31日になりますか、その場合も余りほとんど変わらないということ考えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 高齢者の方は確かにふえてまいりますが、本町介護認定を受けている方は、大体先ほど14.5%と言いましたので、1万人としますと1,500人くらい、残りの8,500人の方々は元気な高齢者ということで、介護のほうの認定を受けていないということになっておりますので、そのような形で推移するのではないかというふうに見越しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうすると、介護給付についてほとんど平成26年度と変わらないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成25年度と26年度を比較しますと、約2億円ほどふえておりますので、そのような形で高齢者増に伴ってサービス提供を受ける方がふえてくれば、そのような割合でふえていくのかというふうに見ているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ということは、平成27年度もそれくらいふえるということですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） そのように推定をされる場所としております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうしますと、予防給付のほうは平成26年度と27年度を比べてほとんど金額に変わりはないですか。計画どおりの金額と、予算化している金額というふうに考えていいですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 予防給付のほうでございますけれども、平成25年度は9,400万円でございました。26年度は1億100万円ということですので、700万円ほどふえたということで決算しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 1つ、厚生労働省が今発表しているのは、各市町村ごとに金額を出してるんですけども、第1段階を対象にしているんです。その場合に、2,900円という形で厚生労働省は出ているんです。第5段階で4,900円という形で平成27年・28年・29年と提出されているんです。年額で5万8,800円という形で出されているんですけども、この5段階は基準額という、9段階に分かれているので、その真ん中をとって5段階という形でとられたというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 第5段階基準階ということで、そのように捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） その場合、今5年後とか、それから10年後とか、いろいろ厚生労働省で試算をしているんです。私なりにちょっと計算してみたんですけども、柴田町の場合は、5年後が月額4,900円、今まで今年度が4,900円という形なんですけれども、5年後は6,157円になると。それから、10年後は7,551円になるという形になるんですが、これは厚生労働省の試算をもとに柴田町の場合はこうなるんじゃないかというふうに試算をしてみたんですが、このような形になるんでしょうか。ということは、厚生労働省の試算どおりに5年後、10年後は動いていくというふうに考えておられるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 保険料を決定する際には、3年ごとの報酬改定というものが出てきます。国のほうでは試算を出したというお話でありましたけれども、3年後、報酬改定をどうするかということは、答えは出ておりません。また、第1号被保険者、第2号被保険者、今回は1%増になった方とならなかった方がいます。高齢者はふえました。若年の方は減りましたということになるんですが、そちらの負担割についても、3年後は定まってはおりません。単

に言えることは、高齢者がふえていくから給付は伸びるだろうということは私も想定はできません。また施設整備です。国のほうでどのくらいの施設を整備しているのか、また本町が次の計画でどのような施設整備を考えているのかということも絡んでまいります。また、本町の計画だけではなくて、ほかの市町村にそういった施設が出た場合、そちらに流れるということもあります。それはまるきり想定外というときにもなりますので、なかなか幾らになるでしょうということを申し上げることは困難な状況であるということとなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） この介護保険料の値上げを抑えるということになると、要支援1・2が町に委託される。そういう健康予防です。議会のほうでも懇談会で健康寿命ということテーマに懇談会を開くことになっているんですけども、そうした場合に、健康寿命、予防する予防対策費、それを町では削っても、保険料の値上りを抑えていくというような考えをしていないでしょうね。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 元気な高齢者がふえるということは、介護保険を担当している者としては大変重要なものだと思っております。国のほうでも高齢者の方々がそういったサービスを受けるようにならないように、また、日常生活が維持できるようにということで、介護予防のほうには力を入れておりますので、本町としても予防事業については重点的に進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ぜひそのようにお願いをしたいと思います。予算を削ることがないように、健康寿命を伸ばすためにも予算を確保していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、10番佐々木 守君の一般質問を集結いたします。

次に、12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。大綱1問質問いたします。

妊娠から育児まで切れ目ない支援を。

地方創生で取り組むべき5分野の1つとして挙げた子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）が全国展開に向け、動き出しました。ネウボラは、フィンランド語で助言の場。フィンランドではネウボラおばさんとして親しまれる保健師が常駐し、親の9割が気軽に子育て相

談している場所として定着しています。日本でもモデル事業がスタートしています。日本版ネウボラは、母子健康手帳の交付から育児学級への参加促進まで、別々に行う子育て支援を集約し、保健師が集約化した支援を発達段階を踏まえ、支援センターで切れ目なく受けられるよう調整します。

わこう版ネウボラ（埼玉県和光市）は、一人一人の子供とその家族状況に合わせたオーダーメイド子育て支援を目指しています。こうした支援ができるのは、母子健康手帳を地域の子育て支援センターで受け取れるようにし、手帳交付の段階で妊娠と育児の不安まで意見交換できるようにしたからです。何でも相談できる雰囲気をつくり、出産直後にかかわる問題が起きても見過ごさない体制を構築しており、その上で市と支援センター職員、医師などが連携する会議で聞き取った情報などをもとに、必要な支援策を個別に策定していきます。個別支援は詳細に必要性を検討するため、結果的に経費の無駄削減にもなっています。

このほか、神奈川県川崎市でも助産師会とも連携し、市内在住の妊産婦と生後4カ月未満の乳児を対象に産前・産後ケアを行っており、東京都も保健師の増員など東京版ネウボラに必要な施策をスタートするそうです。

我が町でも妊娠から育児まで切れ目なく支援するため、日本版ネウボラを取り入れてはどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱1問ございました。

平成27年度国から母子保健衛生費補助金として、新たに提示された日本版ネウボラ事業については、母子保健事業型として、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、個別支援プランを作成し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの設置を行うものです。それに加えて、ダイケアやショートステイなどの産前・産後サポート事業、産後ケア事業を立ち上げ、地域の特性に応じた切れ目のない支援を実施することとされております。現在、町には妊産婦のダイケアやショートステイを実施できる施設や業務委託可能な事業所もないことから、早期の事業実施は困難な状況です。町の妊産婦や子育て家族への支援は、保健師が母子保健コーディネーターの役割を担い、母子保健事業の中で一人一人丁寧に切れ目なく支援を行っております。しかし、核家族や転入者などの多い現状を踏まえれば、柴田町において、子育てへの不安な気持ちを抱えこんだまま、母親と子供が孤立してし

まうことがないように、関係機関と連携を図りながら、支援の手を広げてまいります。今後も妊娠から出産、育児まで地域で切れ目なく、安心して子育てができる体制づくりの強化に努めてまいります。

以上でございます。

ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開します。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

有賀さん、再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 国のほうでは、2015年度予算案でこのネウボラ推進に17億円を計上し、全国隅々までの展開を前提に、150市町村でネウボラを整備すると言われております。この国の補助を受けて、平成27年度今年度は、この日本版ネウボラ事業を計画している宮城県内の市町村ではあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県の状況ですが、計画をしているのが4市町村あります。岩沼市、名取市、石巻市、女川町となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 町のほうで柴田町のほうにも、ネウボラの推進のお知らせというのは来ていたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） この補助事業をどうするかということでの意向調査はまいりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今県内のほうでは、岩沼市、名取市、石巻市、女川町とありますけれども、詳しくはまだ進んではいるのでしょうか。どのようにするかということは。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） この手挙げをした4市町村のほうに連絡をして、県のほうを通

じて確認しております。事業検討中というところがほとんどでございます。石巻市のほうですが、震災のほうの復興事業ということで、心のケアというところで母子の支援をする、その方たちに支援をいただいているので、その方たちがこのままこの制度を利用して、継続できないかということで検討しているというふうには伺いました。ほかは未定だそうです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 柴田町では、妊娠期から先ほどお話があったように育児まで切れ目のない支援を行っているということでしたが、どんな支援を行っているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町の実施状況なんですけど、町長が答弁で申し上げましたとおり、妊娠、出産、育児、切れ目のない支援という意味では、柴田町は既にこのネウボラ事業に取り組んでいる内容というふうには思っております。町のほうではまずお母さんが妊娠したときに、母子健康手帳交付に窓口にいらっしゃるんですけども、その際に1人1冊、お子さん1人につき1冊となる母子健康母と子の健康記録のほうを作成いたします。それには、家族の状況や今までの世帯状況、家族構成、子育て支援の状況や出産後どういうふうなところで生活するかとか、そういった細かい1人ずつの記録を作成します。その後、妊娠期のデータ、あと生まれてから、こんにちは赤ちゃん事業、4カ月健診というふうなことで、3歳児健診まで1人1冊になるように、ずっと経過を追うような冊子をつくっております。ほかの市町村でこれがあるかどうかはわからないんですが、町のほうでは母子手帳交付のときからずっと切れ目のない支援を行おうというふうな気持ちで、この記録のほうを利用しております。これは就学に上がるまで、予防接種のデータも含めて記録としてとってあります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今回お話、今の和光市のネウボラのように、母子健康手帳も地域の子育て支援センターで受けとられるようにするという、柴田町では考えはできないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 和光市のほうでは、保健センター以外に子育て支援センター等で市内3カ所で母子健康手帳を交付しているというふうなことだったんですが、母子保健コーディネーターとして、在宅といいますか、助産師会の方、助産師あと保健師OBの方、退職された方というふうなことなんですけど、そちらの方を委託しまして、常時、センターにいただいているというふうなことでした。子育て支援センターの事業には、担当する保健師や助産師のほうは事業を一緒には行わず、センターに来る親御さんの相談のみに従事しているという

ふうなことでした。

保健センターが和光市も基点になるんですが、支援センターの職員の方、委託している方が月に1回、市の保健センターのほうに集まりまして、情報交換をしているというふうなことでした。柴田町のほうでは、母子手帳は毎週水曜日に限って交付はしているんですが、都合の悪い親御さんには随時役場の時間中であれば交付はしております。役場のほうは気になる妊婦さん等がいらしたときに、もう既にその日の夕方には別の保健師や班長等も含めてミニカンファレンスといいますか、「この妊婦さん、ちょっと重大だし、未入籍だしどうしよう」というふうなことで、1人分ずつのミニのケア会議を行います。それで、支援のほうを今後保健師が妊娠中に訪問するとか、病院につなぐとか、そういうのを常時しておりますので、今のところ和光市のように分けて地域の子育て支援センターというよりは、町で集中して交付したほうが、今のところはいいのかというふうに思っております。

それと、母子保健コーディネーターを頼める助産師、保健師が現実的にはいないのが柴田町の現状です。あと、委託できる助産師会とかそういった機関もありませんので、いましばらくはこの現状のままでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今お話がありました保健師が不足しているということで、町としては募集とかかかっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうは常勤の保健師のほうは、総務課のほうと調整させていただいて、退職した方の分の補充ということではさせていただいております。今プラスアルファでの意味かというふうに思うんですが、新生児訪問、タイムリーになかなか行けないというふうなことも常勤の保健師であるので、そちらのほう昨年度は看護協会のほうに頼みまして、ことしの4月からお一人手伝って新生児訪問のみなんですが、手伝っていただける人を探すことができました。

○議長（加藤克明君） 総務課長から補足説明を求めます。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（武山昭彦君） 職員の採用につきまして、今6月1日から上級職の採用試験の募集を行っております。その中に保健師2名ということで採用を行うことで、昨年度末に1人急にやめたものですから、それも含めまして2名の募集をしているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

- 12番（有賀光子君） 現在は募集しているということで話ありましたけれども、声はかかっているんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長、総務課長ですか。（「募集で決まったということですか」の声あり）総務課長。
- 総務課長併選挙管理委員会書記長（武山昭彦君） 今現在募集中でありまして、採用試験をこれから行うところであります。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 今回このわこう版のネウボラ事業について、和光市も平成26年度から実施となっております。そして、10月から実施しており、本当に始めた段階ということで、現在先ほどお話がありましたように妊娠、出産、子育ての利用者支援事業に説明しますが、母子保健コーディネーターのほうですけれども、行く行くは国のほうで言っている妊娠、出産、包括支援センター事業の中に、母子保健コーディネーター事業、あと産前・産後サポート事業、産後ケア事業、この3つが新しい3事業として、子育て世代包括支援センターとしてなっていくように働いていると思いますけれども、今後町としてもそのような傾向にはやるようになるんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうでは現在、産後ケアや産前・産後サポートを希望する方は、2年に1人いるかないかというふうなことで、非常に少ないのが現状です。今後、核家族化が進行して実家のお母さんのところで面倒を見てもらえないとか、いろんなサポートが受けられない方もふえては来ると思いますので、今後そういった様子を見ながら検討していきたいというふうには思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 柴田町では今回継続支援が必要な妊婦さん、産婦さんはどのくらいいるのでしょうか。また、平成26年度の実績や内容がわかればお願いいたします。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 平成26年度の実績ですが、妊婦さんでは継続支援が必要な方は7名、産婦さんが45名でした。内容なんですけど、妊婦さんですと10代妊婦、未入籍の妊婦さんです。産婦さんのほうは、産後うつや、子育ての不安、あとお母さんの体調面というふうになっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） この産後うつはどのようにして確認するのでしょうか。また、発見した場合は、町としてはどのように対処しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 産後うつですが、今乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問の際に、産後うつ病の質問指標というのを導入しております。EPDSというふうと呼んで、全国結構取り入れている市町村が多いんですが、10項目がありまして、それをゼロ点から4点までというふうに点数化をしていきます。その点数の積み上げで、抑うつが心配というふうなことで、高得点の方を引っ掛けというか、経過を追っていくというふうになります。発見した場合、大抵は産後は女性ホルモンの影響で、2つのホルモンに左右されている女性の場合、非常に産後2週間必ず抑うつ症状に誰しもかかるんです。それが2週間以上超えてそういった状態が起きた場合に、産後うつというふうに呼ぶんですが、その場合は2週間後にもう一度するか、1カ月後にもう一度経過を見るとか、同じ質問指標を使って、面接や訪問のほうに行きます。どうしても点数が下がらないとか、いわゆる自殺企図、いなくなりたいとか、そういったことがある方は、病院や相談事業につなぐというふうにはしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） NPO法人のほうの駒崎弘樹氏という方が、今回このフィンランドのほうに、現場はネウボラをやっているということで、視察に行ってみると感じたということは、本当にとってもよい仕組みだと言っております。また、現在日本のほうの子育て支援は産後支援が中心になってきているが、産後じゃなくてその前の産前のほうも大変重要だというお話もしていただきました。そして、向こうのほうの保健師は常時いて、指導するというのではなくて、家族のように相談に乗るといふところに力を置いているそうです。そして、日々皆さんから子育てに悩むお母さんにとっては、本当にありがたいと言われて感謝されているそうです。そして、今言ったうつというのは、誰もが持っている、特に妊娠中はいろんな感じがあって、産後うつになりがちであるので、産前というのは大事だということで、ネウボラというのは大事な事業だということでお話をしております。

そういう意味でも、今回柴田町でも、うつのほうでも対応しているということのお話を聞きました。また、妊婦さんが検診を受ける医療機関との連携はどうなっているのでしょうか。また、タイムリーに連絡等はできているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療機関との連携ですが、ふだんは母子支援連絡票というもの

を利用して、連絡を行っております。ふだん特に心配ない親御さんのときは、何も連絡はしないんですが、町内の妊娠届けを書く先生のほうで気になる妊婦さんが来たとき、そういうときは、ご本人に情報提供していいかということで、町にすぐ今このまま町のほうに向かわせるので、母子手帳を交付して支援してほしいというふうに、その表をファクス等の1枚ものなんですけれども、それを連絡のやりとりに使っております。これは、町内に限らず、大学病院等も行っておりますので、宮城県内はほとんどこれでうまく連携ができております。

どうしても産後、色濃く支援が必要だというふうな場合には、病院のほうから、担当の保健師を交えてケア会議をしたいということで呼ばれます。そのときに、今後の育児は誰と、体重管理は誰というふうなことで分けさせていただいて、家庭のほうに出向いて、訪問の頻度もあわせて行っていくというふうにはなっております。

平成26年度連絡票を利用した件数ですが24件です。25年度が18件ですので、少しずつふえてきているのかというふうには思っております。病院にお母さんが退院する前に呼ばれて、検討会という方が今回は3件、26年度ではありません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） また、子供をどうしても親のほうで預かってほしいという要望に対しては、どのようなサポートがあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 子供を自宅で預かるということなんですが、ファミリーサポートセンターの協力会による支援や、社会福祉協議会のふれあいネットワーク互助事業のほうで、産前産後の家事手伝いや子供の預かりなどを行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 預かるというのは、どのぐらい数的にはいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 社会福祉協議会の互助ネットワークのほうなんですけれども、過去5年間で産後のほうの協力会員は5年間で2件ほどありました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 5年間で2件ということは、どういった理由で預けるといふあれだったんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 1件は1日だけ、ちょっと所用があるという形で、家での支

援をお願いしますということと、もう1件は13日間の家事支援という形で実績がございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） あと、お母さんのほうのリフレッシュのために預けるということもあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 現段階において、そういったところの利用の仕方はございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 保育所とかそういうところには、リフレッシュとして預ける、そういう入っている人たちは、見ていただけというふうになっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 保育所で実施しておりますゆとり保育事業のほうにおいて、子育てのリフレッシュという形で、一時預かりの事業は実施しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。今回のこのネウボラの事業で柴田町では、今のところまだ検討していないということでしたけれども、国のほうでは妊娠・出産の不安が大きく軽減されるということも期待されて、今後希望者が多ければ、次年度以降もさらに充実させたいという意欲を見せております。そういう意味でも、今後産後ケアも長年やっていた大阪のほうでも取り入れて、今あと東京のほうでも取り入れているということで、あと保健師、今は2名ほど募集をかけているということで、今後柴田町でも国の動向を見て、国のほうではそういうふうに移っていくということにしたいということで、ぜひ一度、今度また募集をかけたらすというあれはありますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 保健師の数がそろったからというのではなく、今までも母子保健については、非常に力を入れておりますし、人が足りる足りないにかかわらずずっと支援していきたいというふうに考えております。ただ、人がふえとできることもふえますので、そこも頑張っていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。5問質問いたします。

1 問目、**早急に子供の貧困の実態把握を。**

2014年7月、厚生労働省は国民生活基礎調査の結果として、子供の貧困率が2012年時点で16.3%と過去最悪を記録したと発表しました。子供の6人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親家庭の貧困率は54.6%と非常に高く、深刻な状況です。

現代の貧困は見えにくいと言われていますが、町内の子供の貧困は見えているのでしょうか。子供の貧困の状況と対策について伺います。

1) 町内における子供の貧困の実態把握は進んでいるのか。

2) 柴田町の2015年4月1日現在の保育・小規模保育事業等に係る所得階層別の児童数を見ると、4人に1人が貧困状態にあり、ひとり親家庭では6人に5人、83%が貧困状態にあります。この現状をどのように捉えているのか。

3) 保育所は、働く親のための支援を行ってきたが、今後は経済的に困窮する家庭への支援が重要になるのではないのか。

4) 子供の貧困対策として、町は早急に何を行うべきか。

5) 子供の貧困への理解を深めるため、子供にかかわる全ての職員や教師等への研修を実施すべきでは。

6) 子供の貧困に対応するため、市内のネットワークが必要では。

2 問目、**出産時・出産後の育児支援の実施を。**

私は昨年から、子供の貧困について聞き取り調査を続けています。その中で気づいたのは、行政として早急に行わなければならない支援が多数あるということです。今回は、多数ある中から、すぐにできる支援を3つ提案します。1つ目は、出産時・出産後の育児支援の実施についてです。子供が多い家庭では、母親が出産のために入院すると、家事や育児が大変です。特に切迫流産で長期入院となった場合は、たとえ祖母が面倒を見てくれても、その祖母が疲労困憊し倒れかねない状況です。子供の少ない家庭でも、誰にも頼ることのできない家庭はたくさんあります。他の自治体では、近隣に頼れる人のいない家庭にヘルプママを派遣し、育児や家事援助を行っています。利用料を所得に応じ減免すれば、経済的に困窮している家庭への支援となり、子供の貧困対策となります。柴田町でも早急に行うべきではないでしょうか。

3 問目、ファミリーサポート事業の利用料減免を。

2つ目は、ファミリーサポート事業についてです。この事業は、子育て世帯にとってとても助かる事業であり、年々利用がふえています。しかし、利用したくても1時間当たり600円の利用料が払えないために、利用できない家庭があります。聞き取り調査の中でも、「利用料が払えないから利用できない」「ファミリーサポートは高嶺の花でしかない」という声が多数ありました。そこで、次の質問と提案を行います。

- 1) 住民から利用料減免の要望は出ているか。
- 2) 他の自治体では、利用料減免を行っているのか。
- 3) 利用料減免により、ひとり親家庭にどのような利点があるのか。
- 4) ひとり親家庭と低所得世帯の利用料減免を提案する。

4 問目、ひとり親家庭へのホームヘルパーの派遣を。

3つ目は、ひとり親家庭への家事支援についてです。ひとり親家庭で親が病気やけがで家事ができなくなったときに、家事や子供の面倒を見る人が必要になりますが、親や親戚に頼ることのできない家庭もあります。そこで、そのような家庭にホームヘルパーを派遣することを提案します。利用料は所得に応じて減免が必要です。

5 問目、船岡平和観音像修繕事業の詳しい説明を。

平成27年度予算において、商工費の中に観光整備費として船岡平和観音像修繕工事2,230万円が計上されました。住民の間には、観音像に対するさまざまな考えがあることから、住民の皆さんへの詳しい説明が必要だと考えます。そこで、観音像について町が寄附を受けた経緯や、憲法第20条と第89条にうたわれている政教分離の原則に対する考え方、東日本大震災時のダメージ等について伺います。

- 1) 観音像を町が所有することになった経緯は。
- 2) 今まで町では公共施設として管理してきたのか。
- 3) 憲法で規制する政教分離の原則をどのようにクリアするのか。
- 4) 観光整備費として予算計上しているが、観音像を観光資源と位置づけているのか。
- 5) 東日本大震災後に目視による点検をしたとのことだが、どのような方法で行い、結果はどうだったのか。
- 6) 建設から40年が経過し、表面剥離が心配されるが、今回の修繕により剥離を防ぐことができるのか。
- 7) 現在、町では公共施設等総合管理計画策定に取り組んでおり、観音像も対象となること

から、今後の維持管理は管理計画に沿って行うべきではないか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員から大綱5問ございました。

まず、1問目からお答えいたします。

6点ほどございました。子供の貧困の実態調査の関係でございます。これまでに発表されている子供の貧困率は、平成25年度の国民生活基礎調査で30万世帯、74万人の対象のうち、所得調査に該当する4万世帯、9万人に実施されました。このサンプル調査により、貧困率16.3%と算出されたものです。対象調査件数が少ないことから、県単位の数値の信憑性がないとのことで公表されていませんので、県や町単位での貧困率は把握できていない状況です。

平成26年1月に施行された子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく子供の貧困対策に関する大綱を受け、現在宮城県では、子供の貧困対策計画の策定を検討しているところです。町といたしましては、県の行動計画策定の際に、子供の貧困率の実態把握が行われるものと考えています。このことから、今後、国・県の貧困に係る基準や調査方法の決定を踏まえて、実態調査を行いたいと考えております。

2点目、本年度の保育所の入所者を階層区別利用者負担額から集計すると、町民税非課税世帯や生活保護受給世帯と判断される人数が392人中99人の25.3%となったことから、4人に1人が貧困と指摘される数値となったものでございます。

また、ひとり親家庭の入所者59人中50人で84.7%が、町民税非課税世帯や生活保護受給世帯と判断され、6人に5人が貧困と指摘される数値となったものであります。しかしながら、この数値は、保育利用者限定の数値でありますので、国民生活基礎調査の貧困率16.3%とは条件が違うことから、単純に比較することはできないと思われまます。

3点目、保育所の入所条件は、4月より施行された子ども子育て支援制度により、これまでの保育に欠ける事由から、保育の必要性を基準とすることになりました。その必要性の基準には、優先利用の要件が設定され、市町村は適切な保育の提供を行うこととされております。この優先利用の要件とは、これまでと同様にひとり親家庭や生活保護世帯等が優先順位の上位に位置づけられておりますので、保育的に困窮する家庭の支援は、ある程度担保され、一定の効果をえられるものと考えております。

このように、利用者の負担額を減免し、かつ優先利用も行っておりますので、保育所は保育

を中心とした子育て支援を行うべきと考えます。

4点目、町では子ども子育て支援事業計画に挙げる事業及び子ども子育て支援計画に継承された柴田町次世代育成支援地域行動計画の事業を実施し、幼児期の教育、保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援の充実、ライフステージに合わせた子育ての支援を行ってまいります。また、経済的な支援施策としては、全国的に実施されている児童手当、ひとり親家庭の自立の援助と促進のため支給される児童扶養手当、対象年齢の拡大を図った子ども医療費助成事業、就園奨励費助成事業、就学援助事業、所得階層別保育所利用者負担額の設定など、多くの支援制度を行っていることから、今後は国や県の貧困対策に合わせて、全ての子供が健やかに成長できる施策を講じたいと考えております。

5点目、子供の貧困対策に関する大綱に挙げてありますように、相談職員の資質の向上を図るため、県等の関係機関で専門的知識を習得する研修があった場合は、積極的に参加し、実務に取り入れていきたいと考えております。

6点目、個人情報取り扱いには厳しい守秘義務がありますので、情報の共有には限りがありますが、各課の窓口で相談を受けた際には、相談内容ごとに各課の担当者に伝達した上で、担当部局への引き継ぎをしております。また、個別のケースに関しては、関係機関を集めたケース検討会を実施するなどして情報の共有を図っております。今後も各課連携を密にし、相談者本位の窓口対応ができるよう努めてまいります。

大綱2点目、出産時・出産後の育児支援の実施でございます。本町では、社会福祉協議会のふれあいネットワーク互助事業で、子育て支援サービス、家事援助サービスを行っております。この事業は、所得にかかわらず利用できるサービスとなっておりますので、幅広い方に対して利用可能なサービスと思っております。家庭の支援がやむを得ない理由で受けられない方などを前提としているサービスですので、サービスが必要な場合は実態調査を行った上で、協力員を派遣した中で、サービスの提供を受けることができます。

利用実績としては、近隣に頼る知り合いがいない方や、産後3日から1週間利用された事例がございます。所得に応じた減免につきましては、平成6年にふれあいネットワーク互助事業が設立されて以来、20年以上料金改正は行われておりませんので、そのサービス料金が適正かどうかを社会福祉協議会で再検討していただくよう申し入れしたいと思います。

3問目、ファミリーサポート事業の利用料金の減免でございます。4点ございました。1点目、ファミリーサポート事業については、利用会員と協力会員とが事前に十分な協議を行い、双方の合意に基づき利用が成立します。利用者からの減免要望については、ファミリーサポー

トセンターと子ども家庭課へはこれまでに入っておりません。

2 点目、ひとり親家庭等に援助を行っているところは、平成26年度全国調査の結果、703カ所のうち189カ所となっており、全体の3割程度が減免を実施しています。宮城県内では、ファミリーサポート事業実施市町村は17自治体で、平成27年4月現在、減免を行っている自治体はございません。ただし、県内の実施市町村の全てで、兄弟姉妹が同時にサポートを利用する場合は、2人目以降の利用料金は半額となっております。この2人目以降の半額は、柴田町でも同様に実施しております。

3 点目、平成26年度登録人数を見ますと、利用会員は124人、協力会員は54人、両方会員は9人となっております。そのうち、ひとり親家庭の利用会員登録数は4人で、該当するお子さんは5人にすぎません。平成26年度ひとり親家庭の利用実績は2件で、利用目的は仕事と私用となっておりますが、毎月の恒常的利用ではございませんでした。しかし、減免によって生活費に係る費用の軽減は図られると思われまます。

4 点目、事業の利用会員と利用件数は年々増加しているものの、協力会員数については、余りふえておりません。協力会員は大切な子供たちを預かるものですから、必要な研修を受講して初めて資格を取得するもので、育成には時間がかかります。減免が先行し、需要が高まると、供給する側の質と量の確保が十分でないため、安定した事業運営の継続が心配されます。協力会員の人材育成や登録の数が優先課題と思われまますので、両者の利用状況を踏まえ、今後減免の実施について、検討していきたいと考えております。

大綱4 問目、ひとり親家庭のホームヘルパーの派遣でございます。質問事項2、出産時・出産後の育児支援の実施を。で申し上げたとおり、柴田町社会福祉協議会のふれあいネットワーク互助事業で、子育て支援サービス、家事援助サービスを行っており、子育て支援サービスについては、ベビーシッターも含まれております。所得に応じての減免につきましても、ふれあいネットワーク互助事業のサービス料金が適正かどうかを社会福祉協議会で再検討していただくよう申し入れをしたいと考えております。

5 問目、船岡平和観音の関係で7点ございました。

まず、町が所有することになった経緯でございます。船岡平和観音像は、船岡城址公園山頂に昭和49年から工事が始まり、1年の歳月をかけて柴田町出身の野口徳三郎翁がふるさと柴田を思い、自費、当時の費用で7,500万円でございます。自費を投じて昭和50年10月に建立した後、12月10日に町に寄附されたものでございます。なお、当時昭和51年1月号の町広報紙には、郷土の発展を願って船岡平和観音像開眼法要というタイトルで、船岡平和観音像開眼法要

の後、寄附採納式が行われ、野口さんから当時の平間町長へ寄附採納願いが手渡されたという記述が残っております。

そのため、2点目、昭和50年12月10日に町に寄附されてから、町の公有財産として管理をしております。

3点目、憲法でいう政教分離の関係でございます。昨年9月に、町が公金を投じて船岡平和観音像の改修を行った場合、日本国憲法第20条に規定している政教分離原則に抵触するかを町の顧問弁護士に相談しております。相談したところ、建立や維持管理に宗教団体がかかわっていないことや、周辺に観音信仰を連想されるものがないこと。観光のシンボルや町のランドマークとの認識を持っていること。船岡平和観音像が公有財産であり、維持管理責任は町にあること。もし、政教分離が問題となるのであれば、当時寄附を受けた時点で問題視すべきであるが、今までそんな指摘はございませんので、町が公金を投じて船岡平和観音像の改修を行ったとしても、政教分離原則に抵触しないと解するという回答を得ていることから、改修を進める予定にしております。

4点目、船岡平和観音像がある船岡城址公園は、白石川堤とともに宮城県内で唯一日本さくら名所100選の地に選ばれており、町の観光パンフレット等に頻繁に掲載されていることから、観光のシンボルと位置づけております。町の観光シンボルという考え方から、昭和60年度に当時の町観光協会が宮城県観光施設整備資金融資事業を活用し、外部塗装工事を実施しております。

5点目、震災後の平成23年7月に目視による点検を行い、その後平成25年2月、平成26年9月に目視と打音による点検を行った結果、一部にモルタル部の表面剥離がありましたが、構造体に影響を及ぼすようなものではありませんでした。

6点目、船岡平和観音像の修繕については、高圧洗浄により全体の汚れを落とした後、モルタル部の表面剥離の補修を行い、耐候性の高い塗料を使用して全体の塗装仕上げを行います。今回の修繕により、船岡平和観音像の汚れの問題の解決と長寿命化を図ります。

7点目、これは舟山議員や秋本議員にもお答えしましたように、町は既に行財政改革の中で公共施設の見直しを行っております。その後の施設等の管理修繕につきましては、公共施設マネジメントの導入いかにかわらず、限られた予算の中で、時には国の補助金を活用しながら、緊急性や危険性の高いものを優先し、随時実施してきております。

今回の船岡平和観音像の修繕は、建立後40年が経過し、表面剥離の危険性や柴田町のシンボルとしての余りの汚れに、観光客はもとより住民や議会からも修繕の必要性を指摘されてきま

した。今回、議会での議論を踏まえて予算化されたものでございます。

今後の公共施設等総合管理計画策定については、長期的に利用する施設を重点に計画的な修繕と延命改修について、国の補助金の活用や他の行政政策との兼ね合いを考慮しながら、保全措置を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初に子供の貧困の実態調査についてです。子供の貧困に関する大綱に、子供の貧困対策の意義と大綱の策定が明記されています。柴田町としては、この考え方に賛同していますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 子供の貧困対策への推進に関する法律に基づく目的、それから基本理念、これについてはもちろんそのことに賛同しながら、町はこの法律に基づき事業を進めたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この子供の貧困対策の意義と大綱の策定、ちょっと読み上げてみます。日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は、極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府としてここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。と明記されております。

賛同するということなのですが、先ほどの答弁では、柴田町の子供の貧困の実態把握ということを中心としてはないと感じたんですが、特に町として行おうと考えたことはないですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 昨年議会の一般質問でも同様の質問がありましたように、まずこちらのほうの貧困の基準、それから把握の仕方、あくまで日常生活の基礎調査の部分はサンプル調査というふうな形で認識しておりますので、町といたしましては、国が定める基準または県が立てる計画に基づき調査をしたいというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 国や県の計画を待っていると、いつごろ町は実施するのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 県のほうの貧困対策の行動計画の策定なんですけれども、全国的には現在21府県が策定しておりますが、宮城県を含めて策定していない県がございます。県のほうに確認したところ、子ども・子育て支援計画の策定の中間案としては、その貧困に係る定義を入れたんですが、最終的にはかなり簡易的な表現だけで済んでおって、改めて別にこの貧困に対する行動計画の策定をするかしないかを検討したいという返事をいただいているところなんです。

あくまで、法律上は努力義務という形になっておりますので、策定するかどうか、こちらのほうでは判断しかねるんですが、意向としては計画を立てる意向であるというふうな返事をいただいておりますので、それに合わせて町も進めていきたいと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 県が策定しないと、町は策定しませんか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 計画書のほうについては、まだどういった内容、またはどういった基準でそういったものをするのかという根本的なものがまだ何も出ていない状況になります。また、貧困の調査の手法、あと基準、それからあとやはりひとり親家庭を含めてですが、普通の世帯の状況、それから同居なのか、または別居なのか、核家族なのかという、調査で求められものに対応した項目というのが出てくるかと思えます。ですから、その項目をやはり同一にして県レベル、または市町村レベルで同じ内容で、調査した上で各町村の貧困率というものが出てくるかと思われますので、やはり基準を統一してから調査を行ったほうが比べやすいかというふうに考えるところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この2点目で、保育・小規模保育事業等に係る所得階層別の児童数というのを、私は依頼して出していただいたんです。やはり正直びっくりしました。ここまで貧困が進んでいるのかというところで、特にひとり親家庭はかなり厳しい状況になっています。6人に5人が貧困状態ということです。そうすると、その国や県の計画を待って、その貧困率がどうのこうのと言っているよりは、柴田町で何が今先にできるんだろうということから始めていくことが大事なんじゃないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 貧困という視点で事業を進めていくというふうなところについては、今回の法律と大綱の制定によって新しく出た目線だと思われます。これまでは、子育て世代、それからひとり親家庭の子育て支援というふうな形で、その目線の方向が今までとは違った形で今回法律の制定と大綱が行われたということになりますので、これまでも貧困というか、低所得者という言い方をしたほうがいいのかと思いますが、それらの方々については、それなりにしっかりした対策がとられていると思います。児童扶養手当しかり、子ども手当しかり、子供の医療費の助成もしかりだと思います。また、就学関係については、就学奨励費とか就園奨励費とかという形でやっておりますし、近年には育英資金のほうの無償とかといういろんなものが、その貧困家庭とか低所得者家庭に対する施策として組みられていると思います。

ですから、改めてこういった形で、貧困という家庭の定義の中において施策運営をどのようにやるかというのは、今回初めて法律化されて大綱化されたものと考えますので、やはり今までやっていたものと、それから新しい目線で施策が展開されるものを含めて、町はその中の施策にやっぱりやっていくべきというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 先ほど基準ということが出ましたが、町内においては大分数値はわかる、年収を捉えている部分があります。ひとり親家庭であれば、児童扶養手当で確実に年収は捉えています。保育所に入っている人もそうです。それから、小中学校であれば、就学援助費でも捉えているし、子供の医療費でもわかります。そうすると、どこかでもしかしたら漏れてしまう人がいるかもしれないけれども、ほぼ中学生までだったら把握できるんじゃないですか。国の子供の貧困率を出すその基準に合わせようとかそういうことを考えなければ、年収どのくらいの中で生活しているんだということは、全部の資料を突き合わせれば出ると思うんですが、どこの部門もそういうことはしないんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 今までそういったことをしたことはございません。そのデータの使い方なんですが、あくまで手当、それから助成に関する所得の確認をという形だけでその所得調査をさせていただいているものです。町にあるデータであれば、それだけの、子ども医療とか児童扶養手当の所得の確認ということだけで同意をいただいておりますので、そのほかに、その人の所得データを再度確認して使うということは個人情報保護の観点からも、同意を得ていない情報となりますので、まずいんではないかと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 子供の貧困というところから考えていけば、突き合わせてどのくらいであるということは、町として捉えることは確実にできると思うんです。それを情報として流すとか流さないとかではなくて、まずどういう状況にあるのかというのは、調べることが大事だと思うんです。どうしても柴田町は、仙南の中でもある程度利便性がよいので、ほかの町からもひとり親世帯の方、入ってきています。公営住宅等も多いですし。

ですから、ほかより多くなっている可能性というのはやっぱり高いんじゃないかと思うんです。就学援助率も毎年ほんのわずかずつでも上がっています。やっぱりこれは早目に対策を打たないとだめだと思うんです。いろんな対策があるんですけども、例えば今回であれば、私はとりあえず3つだけ挙げました。それは後から聞きますけれども、そういうふうに具体的にこれをやればこの部分が助かるんじゃないか。この人たちは救われるんじゃないかというので、やっぱりあると思うんです。それを考える部署、例えば子ども家庭課だけで考えるのではなくて、小中学生もいますし、保健師の声とかも大事ですから、もっとネットワークを組んで、特別なプロジェクトチーム的なところで検討していくということは、どうなんでしょうか。これからの子供の貧困にどう対応していくのかということは、とても大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 議員のおっしゃるとおり、大変重要なことだと認識しているところでございます。ただ、一義的には基本となる、主管するといえますか、その課については、やはり子ども家庭課のほうが主体となって進めるべきと思われまして、またその貧困家庭の状況、世帯構成です、それによっては学業というふうな部分の支援がメインになる家庭もありますし、やはり未就学とか学校というふうな形で、その家庭ごとに支援の内容というのはおのおの違うかと思えます。ですから、基本的には子ども家庭課でよろしいと思えますが、やはりその状況によって、支援していく課が変わるといふような形のもの考えなければならぬと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 保育所の果たす役割についてなんですけれども、貧困に陥っている家庭への支援は、子供が小さいときほど有効だと言われていています。幼児が家庭で十分に養育されていない場合、実際に町内でもあります。毎日保育所で手厚く面倒を見てもらい、多くの子供たちと一緒に楽しく過ごすことで、人間として成長できます。本当に保育所の果たす役割は大

きいと思うんですが、課長はどうお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） そのように私も自負しております。特に、保育所に通われている家庭は、ひとり親家庭がもちろん多いということもありますし、子育てで悩んでいるお母さんたちも多くいます。そんな中から保育士の方が相談を受けて、子育て支援センターとか保健師につなげている状況もありますし、どうしても先ほど来、貧困というふうなところの部分、それから親子関係、それから祖父母との家庭状況、そういったことまで保育所としてはある程度把握できておりますし、相談内容もいろんな困窮に限らず困ったこともあるかと思いますので、そういった面では保育所の任というのは、すごい重要だと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 保育士に期待したいと思うんです。保育士は毎日の送迎時に保護者と接していて、孤立しがちな人たちの最も身近な相談相手になります。町に支援を求められない人でも、保育士に話すことはできるわけです。そうすると、保育士のほうから子ども家庭課につないだり、心配な方、保健師につなぐ場合もあるかもしれない。やはりそこが一番しっかり、子供を見ていないとつないでいけないのかという部分はあります。

ですから、今までの保育所の役割というのは働く親の支援だったと思うんですが、これからはその働く親の支援だけにとどまらず、本当に困難を抱える家庭の支援、それを充実させていくことが必要だと思います。そのためにも、きちんとした研修が必要なのではないのでしょうか。先ほどの答弁では、何かあったときには研修受けさせる的なことだったんですが、きちんと町で企画して、そういう講師を呼んで子供に接する全ての人にきちんと理解してもらうことが大事なのではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 保育士、保育所という形になりますが、やはり保育士は、相談した親からすれば信頼のできる窓口の大きな1つだと考えます。ただ、やっぱり保育士でございまして、ほかの部門に係る部門については、どうしても踏み込んで間違った回答をしてしまったり、自分の一つの思い入れで回答するというわけにはいきませんので、そういった面ではやはり経済的なことであれば、うちのほうの課のほうになるでしょうし、健康的なところであれば養育相談であれば、保健師というふうなところにつなぐということが、一つの。ですから、あくまで保育所はそういったところの部分で、全体の相談の窓口にはなりますが、やはり専門的な部署にさせていただくところだと思います。

あわせて、研修の件なんですけれども、保育士のほうは障害児研修は保育研修という形で専門的研修は行っておりますが、それにあわせて現在の子育て状況とか、世の中の流れという形の貧困も含めて要支援児童の実態とか、そういうのをあわせて研修を受けておりますので、相対する中においてそういった親御さんの状況から心配な家庭とか、そういったものについては自分の肌で感じるものがあって、保育士みずから声をかけて、サポートするという形にはなっております。

また、別の研修というふうな形で、独自にということでしたが、なかなかこれは貧困にかかるという形で研修となりますと幅も広いですし、いろんな面で専門的な方というふうな人選というところも問題があると思います。もちろん、町のほうの考えで研修とか進めたい考えがありますが、やはり法律の施行のほうに合わせて、そういった全体研修、基本研修というものをまず受けた上で、専門研修というふうな形に進めたいというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今研修ということで質問したのは、本当に保育士だけではなくて、学校の教師も含めてです。不登校になっている原因は、貧困も大きな原因です。先日もフリースクールの先生とお話ししたときに、3割は貧困家庭ですということをおっしゃっていて、そこに来られる人はまだいいんです。来られない人もいるということで、柴田町は不登校児童生徒が多いこともありますから、そして実際には今小学校、中学校でいろんな問題が起きています。そういうふうに対応するに当たっても、子供の貧困をどう見るか、そしてどう対処していくか、そういう視点を持って当たらないとやっぱり今はもう本当に子供を救えない状況になっていると思うので、しっかりとした本当に子供の貧困について深く深く教えてくれる方をお呼びしての研修というのは必要だと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 子供の貧困を見るという視点と、学校の教員ですので、子供を見るということで今十分研修を積んでいるということ、そしてまた情報交換としては子ども家庭課との情報交換の場を設けて、年に2回情報交換の場を設けて、その場で研修しているというような実態もございます。

○議長（加藤克明君） 白内議員、ちょっと通告外に等しいんですけども、教育関係とまた子供というのは関連としてはあるんですけども。

○15番（白内恵美子君） 子供の貧困は関係あります。子供は、生活が苦しくとも、勉強がわか

らずに困っていても、いじめられてつらくても、自分から訴えたりせずにじっと我慢しているだけです。子供とじかに接する大人は、困ったときは声を出してごらん、周りには必ず助けてくれる人がいるからというふうに伝えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 白内議員おっしゃるとおりだと思います。いろんな機会の中に子供たちが発信をしているときが確かにあると思います。それに伴って、不登校になるとか、そういう原因は多々あると思います。それにつきましては、教育総務課におきましても、カウンセラーなり相談員並びにスクールソーシャルワーカーの充実を図りながら、じかに子供たちが相談できる環境というのを整えて対応してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひそうしていただきたいと思います。子供が発するSOSは、どんなに小さくても決して見過ごすことのないように、保育所や学校でしっかりと子供に向き合っていて、それぞれの家庭の抱える問題にも目を向けていただきたいと思います。想像力を持って困難を抱える家庭に寄り添うことが大切だと思いますので、よろしくお願いします。

出産時、出産後の育児支援の件です。

以前、困っている人の話を聞いて、町に相談したら、できる支援策はないのでファミリーサポートを利用してほしいと言われました。無料で利用できるサービスが必要なんです。他の自治体で実施しているサービスが、なぜ柴田町ではできないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 出産時の育児支援というふうな質問だと思いますが、町内においてその出産時・出産後のサポートをしてくれるところが極少であると。ないということではないんですが、社会福祉協議会でやっているふれあいネットワーク互助事業というふうなところの部分で、実際に支援をした実績もあります。ただ、数は本当に少ないというふうな形になります。また、民間の事業所という形で、それを専門にやっている事業所がないというのも1つ理由があるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 聞き取り調査の中では、結構何人もいたんです。支援が必要だということがありました。やはりお子さんが多くいる家庭では、たとえ祖母に見てもらっても、その人が本当に倒れかねないような状況だったとか、あとは本当に頼る人がいないとか、いるんです。ただ、先ほどの有賀議員の質問に対する答弁でもそうだったんですが、じゃあふれあいネ

ットワークをどれくらい利用しているんですかとすると、2人、5年で2件だけですと。そうすると、必要な人に必要なサービスが届いていないと思って聞いていたんです。

ですから、やはり今核家族もふえているし、それから親とうまくいっていない人もいます。そうすると、柴田町、1年に300人ぐらい出生数ありますけれども、その中にはやはり何人かは、支援が必要だと思うんです。やはりここは、事業所がないからできないではなくて、だったらこうしたらできるんじゃないかとか、そういうふうを考えていくということはしていかなくちやいけないんじゃないですか。実際に必要としている人はいますよ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それで、私のほうで独自にちょっと調査をさせていただいて、子育て支援ができる事業所ということで、介護保険の事業所等に当たりました。介護保険の事業所のほうでは、保険外サービスということで、在宅福祉サービスというふうな形で保険外サービスを実施している事業所がございます。そこにおいて、ヘルパー、介護福祉士という形で資格を持った方が、介護保険につながるまで、または認定が出るまでに、保険外サービス、認定出ていないとどうしても保険使えませんので、その前の家事支援とかを保険外でサービスを受けているという実績があります。その事業所に、子育て支援という形で若い奥さんという言い方していいのかと思いますが、そういった家庭の支援ができるかどうか、数社ちょっと当たってみました。

そうしたところ、町内のほうで2カ所ほど、1カ所です。1カ所、そういった支援を実際に行っていきたい、またそういった高齢者ともちょっと関係もあって、同一家庭だったということもありまして、できますという事業所が1つ出ておりました。

あと、近隣の町村のほうで子育て支援サポートという形で、介護保険事業所なんですけど、実際にやっている事業所もありましたので、近隣のほうに3カ所ほどありました。ということからして、今後そのサービスの提供が形を整えればできるというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ、やっていただきたいと思います。

次に、ファミリーサポート事業の利用減免についてです。先ほどの一応検討しますという答弁だったかと思うんですが、全国的には結構進んでいます。これが気楽に使えると結構楽になると思うんです。例えば保育所のお迎えです。保育士とお母さんとが、例えばうまくいかなくるとかというのは、1つにはお迎えの時間に間に合わないとか、そういうことはあるんです。何度も続くと、やはり職員のほうも帰るに帰れないし、どうしたって言葉がきつくならざ

るを得ないというか、そういうことはあると思うので、それであれば本当にファミリーサポートを使えば、一番お互いにとっていいと思うんです。やはり、ここで本当に減免があれば使いやすいので、ぜひ検討しますどころか早い段階で実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 現在、全国的に減免しているのが、大体3割ぐらいの事業所、事業所という言い方じゃなくて、センターでやっておりますが、一応県内にはやっているところがないといったところもあります。1つは、ファミリーサポートセンターというのが、時給当たりで600円という金額なんですけれども、先ほどのファミリーのヘルプサポートとか、ヘルパーです、一般企業からすれば時給当たりが1,000円から1,200円、家政婦協会のほうも大体宮城県ではそのぐらいの金額になっております。ヘルプのほうの先ほどですと、安いところは900円から1,500円ぐらいです。その内容によって違うというふうなことになります。また、調査した先ほどの事業所の1つは、1時間当たり3,240円という高額な、高額と言っているのか、保険が適用されないので、実質そのぐらいの金額になりますということもありました。

そういったことからすれば、このファミリーサポートセンターの600円というのは、基本的にはお互いにボランティア活動の一環だと思うんです。決してそれで生業とするものではありませんので、ですから、現段階でやっている社会福祉協議会のほうがその金額の検討をさせていただいた後、町といたしましてその分をやはりボランティア価格のお互いが了承している事業だということを踏まえて、減免ができるかできないかという形で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 減免ができるかできないかというよりは、やはり1時間当たり600円でも払えない人がいるという現実にもまず目を向けていただいて、減免とするのか、一旦払って後から町に例えば請求するという形をとるか、それはやり方次第だと思うんです。回数券のようなところを発行しているというところも聞きましたし、やはり600円は普通に考えれば安いんです、本当に時給600円は。だけれども、払えない人がいるということを忘れないでいただきたいと思います。実施の方向でぜひ急いで検討していただきたいと思います。

それから、ひとり親家庭のホームヘルパーの派遣についてです。国のひとり親家庭等福祉対策関係の平成27年度予算を見ると、母子家庭等対策総合支援事業74億円、その中にひとり親家

庭等日常生活支援事業があるんです。生活援助等が必要な場合の家庭生活支援員の派遣などとなっています。ですから、これが普通のひとり親家庭のホームヘルパーにも使えるだろうし、もしかしたら産前産後のにも使えるのかと思って見ていたんですが、国では予算化していますが、これを町は使えないんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 町のほうで事業対象という形で使用することは可能です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ事業としてやっていただきたいと思います。子供に手がかかって、仕事が忙しくて子供に手をかけられない家庭もあれば、それから家事育児を親から受け継いでいないために、実際にできない人がいるわけです。ですから、やはりそこには早い段階で支援が入れば、一緒に子供はこうやって見るんだとか、家事はこうします、食事はこういうふうにつくると簡単にできますとかというところを、親にかわって教えるというか、そういうことを何日か繰り返せば、大分助かる家庭はあると思うんです。それは、早ければ早いほどいいんです。子供が大きくなってからではなくて、本当に赤ちゃんのうちからそれを家庭に入って支援できれば、子供もしっかりと育つだろうし、ごみ屋敷の中で子供を育てるとか、そういうことにはならないと思うんです。ですから、これはぜひ早急にやっていただきたいと思います。じゃあ、やりますね。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 今、ただこの日常生活支援事業については、対象がひとり親家庭ということになっているんです。ですから、核家族化が進んでひとり親家庭でない家庭の場合において、この事業は使えないということがあります。そういった場合等の違いはあるんですけれども、県内でちょうど宮城県としては3町村しかやってはいないんですが、全国的には1,500を超える市町村がやっておりますので、事業実施に向けて努力したいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、船岡平和観音像修繕事業についてです。

政教分離の原則に反しないということ、どのように住民の皆さんに伝えるのでしょうか。周知の方法はどう考えていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 周知の方法につきましては、既に先ほど町長答弁でありました

とおり、寄附された当時、町の財産に公有財産ということで受け取っていますと、寄附していただいた後に町の財産であるということに、町の広報紙等で呼びかけていたというようなこともありますので、特に政教分離につきましては、町の財産をあくまで今回修繕というような形になりますので、あくまで政教分離につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、弁護士の方から直接宗教にかかわるものが近辺にないこととか、もともともらったときから町のものであることとか、そういった理由から政教分離とは関係ない、問題ないということをお願いしていることから、今回修繕事業を実施するものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それをどのように住民に伝えますか。その周知の方法です。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） とりあえず、ことしのよくわかる町の予算とこれから出ますけれども、そういったものでことし平和観音像の修繕を行ってきますというようなことをお知らせしていきます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 鉄筋コンクリートの構造物の耐用年数は、何年なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ちょっと年々変わっているという言い方はおかしいんですけれども、もともと鉄筋コンクリート構造物、50年、40年そういう表現されていまして、最近公営住宅法では、70年という言い方もしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 40年前だと大体何年ぐらいと言われていたんでしょうか。わかりますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 多分40年前だと40年ぐらいとか、35年は超えていると思いますけれども、いろんな表現の仕方とか、物によって同じ鉄筋コンクリート構造物であっても、建築にかかるものとか、それから土木にかかるものとか、物によって若干表現が違っていますので、まさしく正解かどうかはわかりませんが、40年前後で表現されていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 例えば、観音像は野ざらし、雨ざらしになっていました。そうすると、劣化が早いのではないですか。

- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） そうですね。コンクリート構造物に限らず、外にあるものについては外部からの影響を受けやすいので、そのために先ほど答弁の中でも、60年だったですか、一度塗装するとか、そういったことを繰り返して長く生かしていくということをほかのものでもやっています。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 60年に1回だけですよね。そうすると、この30年間は何もしていなかったということですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 昭和50年に建立された後、10年後に一度町の観光協会、当時です、1回塗装のし直しをしております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 実は今回、大手建設会社で働いた方とか、ほかの自治体職員で1級建築士、それから自治体職員OBの方々に意見を伺ってみました。皆さん40年経過しているのであれば、かなり劣化が進んでいる可能性があるという意見でしたが、いかがでしょうか。やはり、雨ざらしだったというのも含め、かなり劣化が進んでいるのではないかという意見でした。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） どのような視点で聞かれて、どのような視点で回答しているのかがちょっとわかりませんので、ただ40年という年数を考えますと、当然私たちも同じですけども、だんだん弱っていくというか、そういう表現は誤りはないのではないかと思いますけれども。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 他の自治体職員からは、耐震性を含めた劣化診断はぜひとも必要、特に基礎がどうなっているのかが心配だと言われたんですが、基礎の部分というのは何か検査等していますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 町長答弁でも申し上げましたとおり、震災以降もその都度現場、打音、それから目視による確認ということなので、当然基礎構造体においても確認をしています。私自身も見させていただきましたが、基礎本体構造に構造体を大きな影響があ

るような状況は確認はされていませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 昨日、秋本議員の質問で、シュミットハンマー法について質問があったかと思うんですが、そのときの答弁で、シュミットハンマー法による測定については、前から続けてきて、今後も続けるという答弁だったんですが、過去に何回ぐらい行っているものなんでしょうか。簡単にできるものですよ。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 昨日の答弁の際には、特定された構造物ということで表現はしませんでした。秋本議員のほうも煙突状の鉄筋コンクリート構造物ということの表現をされたのですが、私は特定をしにくいという話をしているかと思います。そのシュミットハンマーが出てきているというのは、コンクリートの強度があるんですけども、私たちが土木の現場でもやりましたということで、これまでやってきた当然柴田町に限らず、構造物をつくる時には、ほかの他市町でも多分やっていると思うんですけども、そういったことをやっていたと。そのコンクリート構造物に対しては必要があれば、当然やらなくてはならない検査の項目でやるときもあるので、そういったことはこれまでどおり続けていきますということの答えをしました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、観音像に関しては、目視だけですよ。40年経過していますけれども、何かあとはやっていますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 通常の点検の仕方は、当然目視ということで、まずちっちゃなものを見逃さないということが非常に大切だと思います。あとは、打音ということで、たたくと多分経験、秋本議員なんかはよくわかると思いますけれども、浮いている状態がすぐ音でわかりますので、もしかすると商品名かもしれないんですけども、コロコロ打診棒というものがあって、ちょっとかわいい名前なんですけれども、マイクのような構造体です。玉がついているんですけども、それでたたくと同時に、これを壁に走らせるんです。走らせると、何かあれば音が変わる。そういったことをいろんなところで操作をすることをしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 24メートルの高さがあるんですが、その高いところとかは、どういふふうにしたんですか。

- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 当然のことなんですけれども、高いところについては足場を組むとか、そうしないと詳細な確認はできないと思います。ただ、一番大切な大きな建物なんですけれども、白内議員おっしゃったとおり、下のほうが土台が揺らいでしまうと、物が倒れるということなので、集中的には下を見ていきますし、観音像の中には入れますので、中についてはらせん階段を上って、できる限り最上階まで確認をしています。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 実は、何人かに聞いた中に、40年経過後ももし残すのであれば、周りに柵をして人が近づかないようにすべきという意見もあったんですが、課長はいかがお考えでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 周りに柵をして近づけないというのは、それは倒れたら危険だということからだとすると、普通に考えれば24メートルあるので、30メートル四方近づけないということになります。それはちょっと。（「できないですよね」の声あり）観光客の方も、町民の方も望んでいないのではないのかと思いますので、劣化が進まないように今回塗装して、傷みが進まないようにしながら保全をしていくということに力を入れるべきではないかと思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 塗装だけでどれだけ効果があるのかというのは、やっぱり心配な部分です。40年経過したということで。実際に最近は本当に大きな地震ばかりでなくて、局所的な集中豪雨や爆弾低気圧などの大風もあります。自然災害が多発している中で観光客が訪れる場所に劣化した構造物があるというのは、とても大きな危険を伴うと思うんですが、塗装だけで大丈夫とお考えですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 雨の一番心配なのは、先ほど議員おっしゃるとおり、雨ということで、今回その雨を中にしみこませないようにという意味でも塗装をし直すということで修繕工事に入っておりますので、長寿命化を図るという考え方も1つあります。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） だから、大事なのがここで長寿命化を図るのか、きちんと検査をして、本当に残せるべきものなのか、それとも解体しなければならないのか、その判断するため

には、やはりきちんとした検査が必要なのではないですか。専門家に聞くと40年経過であれば、当然検査ですというふうにおっしゃいます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 予算審査特別委員会のときでしたか、耐震診断に基づいて診断をすべきというふうな表現をされることがあるんですけども、実はあの工作物については、耐震診断をするための基準がありませんので、先ほども検査もどういった基準に基づいて検査をするのかちょっとわからないんですけども、1つ考えられるとすれば、今あるコンクリート構造物ですので、強度がどのぐらい残っているのかどうか、その辺の確認は当然ながら、塗装の前には現場ではただ高圧洗浄して汚れを落として、色を塗り上げるということだけじゃなくて、当然損傷のぐあいもつぶさに確認しますし、場合によっては強度の確認をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり一番大事なのは、強度の確認だと思うんです。耐震診断もできないような構造物を残していいのかという、そこも考えていかなければならないと思うんです。柴田町では過去に橋が落下しています。比較的最近の話、まだ30年にはなりません。あれだって、朝夕のラッシュ時にもし落下したのであれば大変なことになりました。ですから、想定できないことがやっぱり起こるんです。大丈夫だと思っけていても。本当に多くの観光客が訪れる場所ですから、だからこそ念には念をとというか、慎重には慎重にならざるを得ないんじゃないでしょうか。実際に、万が一、像の一部が剝離、落下して、近くにいた人にけが人が出た、死者が出たといった場合は、国家賠償法第2条、公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任により、町が責任を負います。本当に町としてそこまで責任を負えるんですか。どう考えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 私たちは、道路とか工作物とか一番仕事で携わっているの、当然その瑕疵がないように努めるということに尽きると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 瑕疵がないように努めていても、起きるときは起きる。今いろんな事故がトンネルでの事故、それから新幹線の壁が落ちる、いろんなことが起きています。そういう中であって、40年経過したのを残すとすれば、しっかりと検査をして大丈夫ですということが出ない限り、残せないんじゃないですか。何かあったときには、どういうふうに責任がとれ

るのでしょうか。検査しませんでしたので済まないじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） これまでの繰り返しになるんですけれども、私たちは当然瑕疵がないように努めるということで、当然現場でいろんなことがあれば、現場担当者、町の監督員ということになるんですけれども、監督責任問われます。当然、それと同時に私の処分も下されると思います。そういうことがないように、瑕疵があればこれは認めざるを得ないんですけれども、そういったことのないように気をつけること、いわゆる今回のようにできるだけ劣化が進まないように塗装をする、まめに塗装をするとか、そういったことを繰り返すということが必要なんだろうと思いますし、日常から先ほどなかなか目視で高いところまでは届かないんですけれども、やっぱり目の届く範囲では見逃さないで見ておくというような、そういった行動が大切なんだろうというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 問題は、塗装で済まない段階に来ているということです。耐久診断というと、ひび割れの発生状況だけでなく圧縮強度だとか、鉄筋のかぶり厚さ、それからさびの状況だとか、それから中性化試験、ライニング材の損傷程度、それから仕上げ材の剝離、X線解析、コンクリートの物理試験、化学試験が必要になります。全てクリアした上でないと、残せないものなんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ちょっと私も経験不足で申しわけないんですけれども、今までいろんな修繕、更新、いろんな構造物でやってきていますけれども、今白内議員がおっしゃった項目全てにおいて確認をした上で、やってきたという経験がありませんので、お答えしにくいですし、他市町の事例も近々確認したいと思いますけれども、今のような項目で確認をしてそれでもって更新をするというのはなかなかないのではないかというふうに思います。先ほどのクラックということがありましたけれども、当然そのひび割れの幅とかというのは広がれば中に影響が出るので、壊して中の鉄筋から補強して直しなさいとかというのはありますけれども、そうならないように目視の段階で小さいうちに修繕をするということで、ちょっと私も確認させてもらいましたけれども、0.02ミリか、ちょっと見たところによると0.02ミリぐらい、非常に1ミリの100分の2になるんですけれども、小さいクラックしか確認できませんでしたので、そういった意味では健全だという誤解があるんですけれども、私が見る間に置いては健全だということで、ちょっと観音像は見ています。

なので、今言われたような項目全てにおいて検査確認をして、状況が確認できないと、手をかけられないということについては理解が自分の中で進んでいません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり、どこに建っている建物なのか、構造物なのかということをしつかりと認識していないと、桜の時期に多くの人を訪れる場所です。そこを忘れてもらっては困るのです。その時期にもしも何かあったら大変なことになります。やはり、柴田町としてお客様をお呼びするのであれば、安全が一番です。安全性が確保されない状態であれば、残すべきではないと思いますので、しっかりとした検査を行っていただきたいと思います。これはしっかりと要望しておきます。今課長が首ひねっておられましたけれども、本当に私も何人かしか専門家の方余り知りませんから、確認したところ、皆さんしっかりとした検査が絶対必要とはっきり言っておられましたので、それはそうなんだろうと。素人で全然わからないから、ああ、そうなんですかと聞くしかなかったんですが、そう言われましたので、そこはしっかりと対処をしたほうがいいと思います。これは今すぐ答えられなければ、別に構いません。しっかりと調べて、どういう検査をすべきなのかも含め考えていただきたいと思います。

それから、文学に造詣の深い方に聞いてみたら、山本周五郎の世界になじまない、周五郎の世界を壊しているのではないかという意見がありましたが、そういう観点から今まで考えたことがありますか。どこなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 「樅ノ木は残った」の山本周五郎の関係だと思うんですけど、それとは場所が船岡城址公園内でも山頂にあるのが観音像であって、「樅ノ木は残った」の樅の木があるのが、河川敷に近い部分ということで、なじまないという意見はどういうふうにし理解すればいいのかよくわからないんですけども、同じ船岡城址公園内にそういったものがあるということ、施設とあとそういった記念碑があると、樅の木が残っているということで、私はちょっと合わないかというのは、考えられない。

ただ、1つの観光資源という考え方で、「樅ノ木は残った」の樅の木についても、観光資源でありますし、また船岡平和観音というものもまた1つの町のシンボルでもあり、観光資源ということで、船岡城址公園に観光客の方がお見えになったときに、ここに楽しみに見に来ていただくという1つの資源だと私は捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 観光のシンボルは、しばた千桜橋にとってかわったのではないでしょ

うか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） しばた千桜橋、観光につきましては、時代時代によって、資源の使い方が変わるといふふうに思っております。昭和45年の「樅ノ木は残った」のときは、樅ノ木ブームということが起きました。でも、今柴田町にいらっしゃるのは、花ということで多くのお客様がいらっしゃいます。ですから、船岡城址公園はいろんな角度から楽しみがあってもいいのではないかといふふうに思っております。

この船岡平和観音像でございますが、今外国、特にタイにセールスに行かせていただいたときには、タイの方々の興味は、1番は花見ということになります。2番目は実は仏教国でございますので、担当者と懇談したときには観音像というのは大いにセールスポイントであるということでございます。ですので、予算も通していただいておりますので、最終的に点検をして、来年のフルオープンに間に合わせるように、早急に安全対策を講じて、観音像の修理をして早目に安全性を確保、安心をしたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいといふふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 安全性を一番大事にしてください。

以上です。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時25分から再開します。

午後0時26分 休 憩

午後1時25分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、8番高橋たい子さん、質問席において質問してください。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子です。大綱2問質問いたします。

1問目、柴田町地域づくり補助金制度について。

柴田町地域づくり補助金は、地域の自主性及び主体性に基づいて策定された地域計画による地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対して交付されるものです。自分の住んでいる地域は自分たちで守る、やる気のある人を支援していくということで、とてもよい制度であると思います。3年目を迎え、この制度に対しての総括・反省などを行っていることとは思いますが、各行政区からは使い勝手のよし悪しも種々出てくるのが想定されます。そこで伺います。

- 1) 各行政区からは、補助金制度についての改善要望や意見等が出ているのでしょうか。
- 2) 戸数の多い地区、少ない地区での取り組み状況は。

大綱2問目、フットパス事業について。

私たち優和倶楽部と幸政会では、ことし1月にフットパス事業取り組みの先進地である東京都町田市と茨城県行方市を研修してまいりました。柴田町では、これから立ち上げようとしているところで、槻木駅と船岡駅を起点にコースを考えておられるようです。平成26年度3月会議で同僚議員からの質問もありまして、重複するところがあると思いますが、研修結果を踏まえ質問いたします。

- 1) 柴田町地方版総合戦略の基軸となるフットパス構想の進捗状況は。
- 2) 柴田町のフットパス事業は、観光が目的なのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員、大綱2問ございました。

まず、1つ目、**地域づくり補助金関係**でございます。

地域づくり補助金は、平成25年度から導入した制度で、町内会や自治会などが策定した地域計画に基づき、実施する地域づくり事業を後押しするものでございます。この制度のうち、主なソフト事業は、補助率が50%で上限額15万円。またハード事業は、補助率70%で上限額20万円となっています。平成26年度の交付実績は、総額約1,600万円となりました。これまで、行政区からは「補助金手続が大変だ」「補助率を上げてほしい」「交付金にしてほしい」「事業を行うためには、区費を値上げしなければならない」などの意見・要望が出ておりましたので、その都度話し合いながら、手続の簡素化を図ってきたほか、地域の実情を考慮した制度の仕組みに改正してきております。

今年度も6月中旬には、平成28年度の地域づくり補助金の制度について、現行制度の簡素化

を盛り込んだ見直しを行政区長との間での話し合いを計画しています。

2点目、戸数が多い、少ないといったことで取り組みが大きく違うというわけではございません。戸数が少なくても活発に活動している行政区もありますし、逆に戸数が多くても活発な活動が難しい行政区もあります。また、参加する区民の状況にも違いがございます。このように地域差があるのが実情でございます。このような地域の状況は、行政区の運営や事業を企画・実践する人材、近所づきあいを含めた人と人とのつながりなど、これまで培い、引き継がれてきたコミュニティのありようが、地域づくりの状況にあらわれているのではないかと思います。

一方で、地域計画をきっかけに、区民参加のもと地域を点検し、新たな活動に取り組んでいる行政区も少なくありません。地域差はありますが、地域づくり補助金を活用し、着実に地域づくりが進められております。

大綱2問目、フットパス事業でございます。2点ございました。

本年3月に策定した第5次柴田町総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに、フットパスによる元気なまちづくりの推進を、今後4年間に全課で連携して取り組んでいくことにいたしました。幸いにも相前後して、国は地方独自の地方創生への取り組みとして、柴田町が重点プロジェクトとして位置づけたフットパス構想によるまちづくりを評価し、平成26年度予算で地方創生先行型交付金の地域資源を活用した小さな拠点整備事業に予算を措置したところでございます。

現在までのフットパス事業の進捗状況ですが、本年1月に庁議メンバーで構成するフットパス推進会議を組織しました。5月7日のフットパス推進会議で、町民と職員が共同で活動するフットパスプロジェクトの設置を決定し、5月15日のお知らせ版でスタッフの募集を行ったところ8人の応募がございました。今後、若手職員約10人程度と応募された町民8人、そして事務局を含めて総勢約20人の体制で、6月中旬には第1回のフットパスプロジェクト会議を開催する予定でございます。グループ活動と全体活動を組み合わせながら、10月末までには船岡駅コースと槻木駅コースの2コースのフットパスコースの整備計画を立ててまいります。なお、その際には、仙台市秋保地区でフットパス事業の支援実績のある宮城大学地域連携センターに事業支援を委託してフットパス事業を進めてまいります。

2点目、フットパスという手法を用いて、1つにまち歩き景観の形成、2つに町の魅力や活力の創造、3つに観光交流人口の増加、4つに地域ビジネスの育成と地場産業の活性化、5つに健康寿命の延伸という5つの分野へ積極的に取り組み、さらに多彩なイベントを通じて国内

外への魅力の発信を行う中で、交流人口を増加させて町中のにぎわいや仕事おこしに結びつけようとするものです。交流によってビジネスチャンスを拡大させることによって、地域経済を活性化させて、暮らしの向上を図り、ひいては新しい人に柴田町で住んでもらうことを最終の目標としております。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 高橋たい子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 私はこの補助金制度について、お金を上げろとか、この制度はこういうものじゃないんだろうとかというつもりで質問をしているわけではございません。というのは、今ご説明をいただきまして回答をいただきましたとおり、まさしくそのとおりだと思います。しかし、戸数の少ない地区の1戸当たりの負担を考えますと、同じ事業を行って、同じ事業は中身は違うにしても、そのソフト事業で上限が15万円、ハード事業で70%補助をいただくということで上限が20万円ということで、例えばその満額をその地域で何かをやろうと計画を立てた場合の残りの部分の、例えばソフト事業で30万円の事業をやって、15万円は地域の負担、ハード事業で30万円、20万円の補助をもらう19万9,000円幾らになるんですが、大体30万円の事業をして20万円の補助をいただいた。10万円と15万円で25万円、これを500戸の、もっと多い戸数がある地域もあるだろうと思うんですが、例えば500戸の戸数があるところでその25万円を割りますと、1戸当たりの負担が500円ということになります。片や40戸の行政区、もっと少ないところもあるはずですが、40戸の行政区ですと6,250円かな、そのぐらいの1戸当たりの負担になるわけです。これは、この1戸当たりの負担額、これをどのように捉えていらっしゃるのか、伺います。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 確かにご質問のとおり、1戸当たりというか、1世帯の構成の違いがあるというようなことは認識しております。当然それにもかかわらず、やはり行政コストというようなのも、やはり人口の多いところと少ないところでは差があると、そういうような認識は持っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 当然誰が考えてもそういうことになろうかと思いますが、自分の住んでいる地域は、どこの行政区も戸数が少ないんです。世帯が少ないんです。一番少ないので、多分23区、私の地域なんですけど38戸です。その中で恐らく上川名、富沢にしても、葉坂にしても、成田あたりちょっと多い100戸未満という地域の中で、これをこの事業が始まったとき

に、皆さん区長さんは真面目でいらっしゃいますから、取り組んだんです。やればやるほど大変なんだという声が聞かれてきました。

その中で、今までの行政区の運営というのは、農地・水の関係で資源保全隊というのができました。その関係で、出役した人、その人がいただいたお金を区に入れる、区民全員でその作業をやりましょうということで、区の運営費に充てていたところが多分多いかと思います。私の地区なんかはそうやってやってまいりました。今までは、コミュニティがきちっとしている地域という回答もありましたけれども、これはやらなくてはならないことだということで、みんな出役をしてやっていました。

何となくやっていた、それが当たり前のようにやっていたんですが、このごろは高齢化が進み、少子高齢化と言いますけれども、少子もそうなんですが、高齢化してきて、出役する人がだんだん減ってきているんです。その割に作業する面積とかは減っていません。そうすると、作業にかかる人の負担が今まで1日で終わっていたところが、3日ぐらいかかってやらないとやれない。今までですと、全ての人が大体出ていて作業に出て、出られない人は不労働賃ということで作業に出られなかった人は出して、こうやって区を運営してきたわけです。それも今のところ何とかやっている、自分たちでやれることはやろうということで一所懸命やっているわけなんです、もう何年かしたらそれもちょっと無理かという。年齢を見ればもう70歳を過ぎた人が現役で枝払いをやっているという状況なものですから。

例えばの話ですが、ちょっと長くなってしまいますけれども、出る人、出ない人、38戸あるうち、枝払いに出てくる人が20人切ってしまったんです。そういうことになりますと、だめだということで、少し試しにということで区費制度にしてみようということで、試しを今年度総会でみんなの了解を得てやりました。今区費の中でやっているんですが、その区費だと38戸からお金をいただいて、今までやってきたことを同じことをやろうとして試算をした場合の区費ということで、全戸からいただいて、資源保全隊にかかわるのは出た人にお支払いをするという形で今やっているところなんです。

そうしたときに、区費、いろいろな行政区の方にちょっとしたお話の中で、「区費って幾らなの」ということをお聞きしました。「うちらほう月300円です」「うちらほうは年間6,000円ぐらいだ」というようなそんなような状況なんです。私たちの地区は、今までのことを同じことをやろうとすると、幾らぐらいだと思いますか。まちづくり政策課長。

○議長（加藤克明君） 直接しないでください。

○8番（高橋たい子君） 済みません。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 具体的には富上の区費なんかを想定すれば、やっぱり3万円を超えている区費が発生しているのかというふうには想定できます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 大変失礼しました。まさしく3万円を、3万5,000円ぐらいに試算をしたんでしょうが、余りにも大変だということで、3万円という区費を全戸からいただいて運営をしている状況なんです。このことから、私が言いたいのは、この制度そのものはとってもいい制度だと思います。地域づくりの中で各地区に集会所をつくっていただいております。指定管理で、その行政区で管理をしているわけなんですけど、これも地域づくり計画の中で、いろいろ考えなさいということだそうでございます。私の、恐らくどこの地区もそうなんだろうけれども、年間30万円ぐらいの維持費がかかるようです。そうして見ると、集会所のないところはその負担がないわけです。そうすると、30万円の持ち金があれば、もっともっといろいろなことができるというふうにも考えるわけなんです。私が行き着くところは、要するに戸数に応じた補助金の上限を変えることができないのかと。そうでないと、どんどん負担が、1戸に対する負担が広がっていくというふうに感じたものですから、質問させていただきました。このことについて、お伺いします。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） まさに、平成28年に向けての制度改正はその1点に絞って行政区と相談していこうというような形で今進めておりました。まず1つには、補助金制度。これについて、やはり補助金というのはこの事業に対しての支援というところがありますので、今度は交付金、つまり地域計画に基づく事業全体に対する支援というような交付金制度にすれば、ソフト、ハード、この垣根を越えて行政区で特化した事業にまず集中的にできるのではないかと、そういうような観点の中で今回制度設計を改めて提案をして、作り直しをしていこうかというような矢先でありました。当然その中においても戸数割というようなものも、実は昨年の区長会議の中でも出ておりますので、その区分も入れた中で地域割というような考え方も入れる必要があるかどうか、その辺も全体的な区長会議の中で議論をして、今回交付金の中に入れ込みできれば、その辺も入れて制度をつくり直したいというふうには考えておりました。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） ちなみに戸数割と言いますと、戸数の少ないところの交付金が少なく

なるというようにいろんな観点から見ると、そういう状況になるかと思うんですが、この件に関しては、逆に私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） その辺についても実はやはり行政区長たちの話し合いの中で、そういうような意見が出てきております。まして住民の皆さんが区費として出している金額、これなんかも参考にしながら、やっぱり行政コストとして区民が本当にどれくらいを限度で出せるのか、そういうようなのも議論しながら、まず地域割の定額というか、区分をつかっていきたいというふうには考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○8番（高橋たい子君） そうしますと、平成28年度、来年度までは今のままでいくということですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、平成27年度から交付金制度、そういうようなものを導入させてくれと言ったんですが、地域のほうでまず1年間時間をいただきたいというようなところで、町のほうとしては速やかに制度改正の支援をしていきたくったんですけれども、実際的には行政区のほうで時間をいただきたいと。こういうような状況で28年からになります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 先ほど町長からの答弁の中にもありましたけれども、申請をする事務手続きが、言葉は悪いんですけども面倒くさいと。お金をいただくのは面倒なことをやったってしょうがないんでないのという話をしましたけれども、それが負担になるからうちらほうは出さないんだというような区もあると聞いたんですが、そのような状況はあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 制度を導入した当初はありました。しかし、今はそういうようなところはありません。まず、そういうようなことも踏まえて、補助金制度を交付金制度に変えるというのは、あくまでも手続の簡素化、これも最終的に目指していきたいというようなところでの制度設計を今考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） この制度につきましては、柴田町民どこに住んでいても同じ、公平性を保った制度にしていただきたいというふうにお願いをして、次の質問に移らせていた

だきます。

フットパス事業なんですけど、広報にも今説明あったとおり、町長からの答弁にありましており、フットパスとはこういうものだということで、広報でも見させていただきました。私たちがフットパス事業の先進地ということで、フットパス協会の会長、本部がある町田市ということで、広報に載ったのもレイアウトというか、それが載っていたようでございますが、行方市と両方見てきた場合に、観光目的とまるきり行政主導でやっている地区と、NPOが立ち上げたという部分で違いはあったんですが、それぞれにいいところ、年数がたてばもっとよくなるという部分もいろいろ見させていただいてまいりました。

町田市に関しては、皆さんお調べいただいている方もいらっしゃると思うんですが、NPOが全て何年もかけて立ち上がったということで、その協会の会長をなさっているのが市長だということで、何コースもあってパンフレットや何やらすばらしいものをつくっておやりになっているということです。

地域づくりという本があるんですが、その中にも大分紹介をされているようです。この神谷由紀子さんという方が、本も書いていらっしゃるんですけども、この人がフットパス事業の第一人者ということで、私たちのフットパスは町田市いわく、フットパスは単なる道づくりではないんだと、地域の歴史や道の成り立ちを探り、誇りを持って再生する、その取り組みの過程が地域おこしそのものであると。地域活性化の有力なツールであるというふうに書いてございます。観光目的にするのもいいでしょうし、行方市は完全に観光目的で、あそこは霞ヶ浦とか、水戸光圈公のいろんな関連の史跡があるんです。そういうところもコースの中に入っているようでした。

フットパスに関しましては、これから私たちが柴田町ではこれからコースを決めて、立ち上げていくわけですが、ボランティアを募りました。ボランティアでなく、推進員ですか、応募していただいた方と町の職員、若い方々ということで立ち上げたということなんですけど、1つはやっぱりリーダー的存在ということで宮城大学の先生お願いしているんですけども、本当にリーダーという1本の柱を建てないと何事も進んでいけないというのも事実ですので、ぜひリーダーを中心に進められたら、当たり前のことですが、当然私が言うまでもないことですが、そうしていただきたい。それから、コースづくり、パンフレットももちろん、国内外にお知らせをしていくんだということでもありますし、いろいろお話を聞いた中で、同僚議員の質問にも前日の質問にもあったようですが、道標なんかも立派な、そんなに金をかけたわけでもないんでしょうけど、わかりやすい大きい標識をきちっと建てていらしたと。それから、感じ

たことについては、フットパス事業を行うに当たっては、地域の方々の理解を得なければこれは進めない事業だということでございました。

行方市と町田市ではちょっと条件が違いますので、それぞれ共通しているところは、その担当に当たった人たちの熱意のレベルといたしますか、ととても私たちが熱いものを感じてきたんです。職員は人事異動があつて変わりますと。変わるんだけど、変わっても自分たちはずっとかかわっていかなくてはならないんだというような、全体で取り組んでいる様子がひしひしと伝わってきたんです。私たちが行ったからそういったわけでは決してないような気がいたしましたけれども、そんなことも踏まえて、進めていただきたいというふうに思います。

質問にならないようなんですが、柴田町には里山ハイキングコースがございます。里山ハイキングコースが整備されているんですが、誰もが気軽に楽しめるコースではないような気がするんです。たまたま私たちが経験をしたことが本当に山しか歩かなかったものですから、登山コースみたいな感じで、そういうところを経験させていただきました。少しハードルを下げ、まちなかの回遊ルートなど、中心部商店街の活性化にも結びつくコースをも視野に入れて、フットパス事業のコースを選定すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 議員おっしゃるとおり、まさにその視点の中で今作業を進めようと思っていました。特に、今回あえて槻木駅、船岡駅というようなところで、まちなかのコースをまず1本ずつつくりながら、それに今後時間をかけてというか、4年間の中でのようなコースを附帯的に追加できればというような考え方で持っています。その延長上に、里山ハイキングまでのつなげる中間地点として、拠点整備というようなことで今回地域創生の事業資金を活用して、まず奥のほうまでつないでいくと、こういうような流れの物語を今つくっているところです。

今回、あえて我々のほうで想定しているのは、公設というか行政が主体的にまず進めます。4年間の中で自立できる団体を組織する、こういうような支援もできるような形に宮城大学のほうには依頼をかけておりました。実は、やっぱりいつまでも行政がかかわることには到底大変だというようなところで、やはりNPOとまではいなくても、自立した実行委員会なりの組織化も目指したところのフットパス整備計画を今後つくっていききたいというふうに考えております。

あと、職員に対しても今回あえて若手職員という形で選抜させていただきました。やはり、若い職員に今後愛着を持っていただきたい。町の中をいっぱい知っていただきたい。そういう

ような思いも込めて若手職員の選抜をお願いしたと。そういうようなところでフットパス事業が6月から、間もなくですが、出発するというような流れです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） このフットパス、これから始まることなんですが、やるからには4年間の間に行政主導でやっていて、土台をつくって、それをやっていただける組織、それを育てるのも行政の仕事だと思います。これも、コースをつくる、2コースだけではないでしょうか、ただ柴田町の資源といいますか、柴田町の人間が歩きますと、やっぱり目立ったところ、今までここ、あそこ、例えば四日市場に行けば山神社とか、上川名に行けば貝塚とか、磨崖仏とか、雨乞のユズとか、こういうところがぽんぽんと出てきますけれども、もっともつといいところがあるはずなんです。これは、やっぱり地域に住んでいる人が見ている、毎日見ているものだから、余り気づかないというところもあるので、ぜひその宮城大学の先生もお願いはしてあるんでしょうけれども、フットパス協会というのがあります。そこに加入をされて、いろんな形でイベントをして、その協会に入っている地域にご案内を差し上げて、その人たちが参加をしてくるというようなことをやっておられました。当然行方市も協会に入っておられました。北海道でも随分あったんですが、会場を点々としながら、いろんなイベントを開催してというようなこともありました。

こういうこともあるので、協会にまだまだのことなんでしょうけれども、そういう協会等に入って、ほかのフットパス事業をやっているところとの交流をやる考えは今お持ちでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 将来的にはその方向には進んでおります。ただし、今回まだきっかけづくりなものですから、そういうような中において、先進しているところの町民の方たちをお呼びするまででは、まだ力的に乏しいということで、まず我々のほうできちんとした整備コースをある程度準備できた段階で、その辺のイベントを打っていきたいと思っていました。実際的に、フットパス協会主催のイベントを見ると、やっぱり最低でも10キロコース、20キロコース、数多くいろんなバリエーションというか種類が多く整備されているところが、まずイベントとして名乗りを上げているというようなところも見受けられますので、柴田町としてまずフットパスとは何ぞやの啓発から、小さな活動から十分な体力を備えるというかコースを整備できる、そういうような住民の力を得るような形で育成をしていきたいというふうに考えております。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 当然そういうことだと思いますが、柴田町にある資源を見つけていただくという部分では、町外の人、在住でない方に見てもらおうという、歩いていただくという考えはいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回、フットパスの事業の中で10月までに2コースをモデルコースとして設定したいというふうに考えておりました。そして、そのモデルコースをイベントということで歩いていただこうと。そういうようなところを今回11月から12月にかけてイベントを、コースをつくりましたと。そして、皆さん歩いてみてくださいと。こんな形でPRをしていきたいというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 町外の人ということは考えていますか。その中にも町外の人も入ることですか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は今回、阿武隈急行の沿線協議会でつくっている秋のイベントの中に、槻木駅は阿武隈急行の始点です。始発駅です。そこに、福島市とか伊達市からお客さんというか、ウォーキング、阿武隈急行のあぶQウォークというイベントが毎年開催されております。今回、10月に阿武隈急行の事業を引っ張ってきまして、槻木駅起点に富上まで歩いていただこうと、そういうような事業を今計画しておりました。ですから、当然、フットパスの策定上なので、その辺も含めた中でいろいろアドバイスいただければと思っておりました。今までは館山コースだけだったんですが、ことしから槻木コースということで、槻木駅におりていただいて、そこから槻木の町中、そして四日市場、上川名、富沢、そちらまで歩いていただくようなウォーキングイベントを新たにつくらせていただいたと、これの布石はフットパスの槻木駅コースの延長に参考になればというようなところの考えも踏まえて、ことしから実施するということになっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（高橋たい子君） 長々と見てきた結果を報告したようなことになりましたけれども、これから新しい事業に取り組むということはやっぱり相当の力が要ると。全てそうだと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。
- 最後になりますが、私たちの視察に行った報告書をまとめたものがございますので、もしよ

ろしかつたら参考にしていだければと思ひます。後でお渡しをしたいと思ひます。ありがとうございまして。

○議長（加藤克明君） これにて8番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。大綱2問お伺ひします。

1 問目、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」で柴田町の小中学校への影響は。

ことし1月、文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を公表しました。現段階で案ではありませんので、訂正します。国会で審議中の学校教育法等の一部を改正する法律案で議論されている内容と連動するものであり、法案は来年4月施行を目指していることから、教育委員会としての考えを伺ひます。

1) 手引では、小学校6学級以下、中学校3学級以下の学校について、学校統廃合等による適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが盛り込まれています。今後の児童生徒数の推移を含め、我が町の小学校でも判断を迫られることになると思ひますが、メリット・デメリットをどのように考えておられるでしょうか。

2) 小規模校については、デメリットが強調されることが多いですが、小規模校をどのように考えておられるか。

3) 国会で審議中の法案である小中一貫校について、そのメリット・デメリットをどのように考えているか。

大綱2問目、国民健康保険の都道府県一本化など新たな医療制度改革の議論について。

以前から、国民健康保険の都道府県一本化が出されていますが、そのデメリットから多くの都道府県で議論が進んでいませんでした。しかし、現在参議院で審議中、これも成立しましたが、医療保険制度改革で、都道府県一本化が進められようとしています。さらに、入院時食事療養費の引き上げや、後期高齢者医療制度の保険料軽減制度が廃止などが盛り込まれるなど、大きな負担増を伴うものになっています。町としても情報を集め、町民の負担を抑える努力が必要と考えることから、町として国の制度改革に対する認識を伺ひます。

1) 国保の都道府県一本化のメリット・デメリットについてどう考えるか。

2) 柴田町の国保税の負担が町民にとって過大なものになっているのではないか。

3) 後期高齢者医療制度の保険料負担はどうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、教育長。2問目、町長。最初に教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 広沢真議員の大綱1問目について、お答えします。

3点質問がありました。1点目の学校統廃合のメリットとデメリットについてです。

メリットとしては、2つ以上の学年の学習を1つの教室で行う複式学級を解消できることや、子供たちにとって多様な考え方に触れる機会が多くなり、思考が広がることなどが挙げられます。デメリットとしては、個に応じたきめ細やかな指導の場面が少なくなることや、校区が広がり通学時間が長くなること、また廃校となった地域の活力が低下する場合があることなどが挙げられます。

2点目の小規模校をどのように考えるかについてです。集団の中で多様な考え方に触れる機会や子供同士の学び合いの機会が少なくなること、また人間関係や子供たち相互の評価が固定化しやすいことなどが小規模校のデメリットとなりますが、多様な考えに触れる機会の確保の工夫に努めながら、子供たち一人一人に目が届きやすくきめ細やかな指導を行いやすいことや、保護者や地域社会との連携が図りやすいことなどの小規模校のメリットを生かして、学校を地域コミュニティの中核的な施設と位置づけて、地域と一体となって活力ある学校づくりに取り組んでいくことが大切であると考えます。

3点目の小中一貫校のメリット・デメリットについてです。メリットとしては、小学校から中学校に進学する際の環境の大きな変化を緩和できることや9年間の継続した系統的な学習が可能になることなどが挙げられます。デメリットとしては、小学校と中学校の先生方の打ち合わせの時間や研修の時間の確保が困難なこと、また平成26年9月の文部科学省の小中一貫校に関する調査結果から、先生方の負担感・多忙感これを感じる先生方が全体の85%であったことなどが挙げられます。町内の小中学校においては、小中一貫の制度にとらわれることなく、学校間の連携を大切にしていきたいと思っています。例えば、中学生が小学校五、六年生の教室を訪問して英語の出前授業に協力するなど、小中学生が交流することで小学生が中学生の姿に感心し、中学校生活への期待を膨らませるなど、子供たちの自尊感情の向上につなげる工夫をすることも大切であると思っています。以上です。

○議長（加藤克明君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 国民健康保険関係で3点ございました。

まず、1点目、平成30年度から国保の財政運営の責任主体を都道府県に移管し、公費拡充による財政基盤の強化など国民健康保険法改正を柱とした医療保険制度改革関連法案が5月27日に参議院で可決成立したところでございます。今回の改正は、高齢者が多く医療水準が高い一方、所得水準が低いことから財政基盤が弱いという国民健康保険が抱える構造的課題に対して、3,400億円の国費等の投入による財政基盤の強化、都道府県、市町村の役割分担を見直し、共同運営により、国民健康保険制度の安定化を図るものでございます。

新たな制度の実施運営に向けた詳細については、今後地方と検討しながら具体化を図るとされておりますので、その内容が示されない現時点において、メリット・デメリットについて明確には把握できておりません。一般的に改革により期待される効果として、広域化によるリスクの分散が挙げられております。例えば、季節性感染症の大流行や高度な医療による医療費急増の財政への影響が、広域化により安定性が確保されるとされております。また、システムの標準化等による事務の効率化も効果として考えております。一方、懸念されるものとしては、保険税の市町村格差の平準化による保険料負担の増加が挙げられております。

2点目、今回の改正に伴い、平成27年度から低所得者対策として1,700億円の公費が充てられ、平成29年度から国費で1,700億円が投入され、合わせて3,400億円の公費拡充を行い、財政基盤の強化が図られることになっております。平成30年度から、県は市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して保険料納付額を決定し、市町村が保険料率を定めて賦課徴収し、納付することになります。市町村ごとの医療費や所得を算定基礎とすることから、柴田町の保険料が急激に増額になることはないと考えているところです。また、保険料負担の平準化について、拙速に進めることがないよう、町村会を通して国に要望しているところでございます。

3点目、後期高齢者医療制度では、7割、5割、2割軽減という本則上の軽減に加え、9割、8.5割の特例的な軽減があり、社会保険の被扶養者である方は、所得にかかわらず9割軽減を継続措置してきております。

今回の改正により、平成29年度から保険料の軽減特例措置は、原則廃止と決定されました。しかし、急激な負担増となる高齢者への影響を勘案し、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとされておるところです。今回の改革が国民健康保険の安定化を図る大きな変革のスタートとなると考えておりますので、今後も引き続き国の動向を注視して、適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） では、大綱1問目からいかせていただきますが、ちょっと先ほどの教育

長のご答弁で確認なのですが、福祉学級に触れられていましたけれども、柴田町で福祉学級ととられている学校というのはないですね。それは前提にして。私は、今回の文部科学省で出された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引にも触れて、あえて小規模校を維持発展させることが、柴田町のまちづくりにとっても非常に重要だというようなことを考えまして、今回質問を出させていただきました。どちらかという、今回の手引の中で主に適正規模・適正配置というところの基準として考えられている部分については、学校の学級数、それと生徒児童数の数によって区切られているというふうな印象を受けたんですが、教育長はその辺はいかがにお感じだったでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 平成27年1月の文部科学省の通知文、これに目を通しますと、このような表現がなされています。学校統合により、魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があるというふうに表現されておりますので、やはり学校の声、あるいは子供の声、保護者地域の声、これをしっかりつかんで、このことについては対処していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 極論的なことをご答弁いただいたので、ありがたかったんですけども、一つ私もこの手引きに目を通してしまして、幾つか小規模校に関するデメリットということが幾つかの項目に分けて挙げられています。その中で、しかしそのデメリットの中で純粋に、例えば学級数が少なかったり、児童生徒数が少なかったりすることによって、できないことももちろん含まれています。だけれどもそれ以外の部分で、やはり何というのか、小規模校であろうと、標準規模の学校であろうと、同じようにデメリットとしてなっていることが挙げられているんじゃないかというふうに感じているんです。

例えば、一例を挙げてみますと、当然数の面に出てくるのは、クラスがえが全部または一部の学年でできないでありますとか、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないであるとか、加配なしには習熟度別クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくいなどの、純粋に児童生徒数が少ないことによってできないことというのも挙げられているんですが、例えば運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団行動、行事の教育効果が下がるということでもありますとか、あるいは上級生、下級生間のコミュニケーションが少なくなるでありますとか、あるいは、共同的な学習で取り上げる課題に制約が生じる、あるいは教科等が得意な子供の考えでクラス全体が引っ張られがちになる。生徒指導上、課題がある子供の問題行動にクラス全体が大

大きく影響を受ける。児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。あと、もう一つは極めつけだと思えるんですけども、教員と児童生徒との心理的な距離が近くなり過ぎるとするのは悪いことなんでしょうか。

これがデメリットとして挙げられているんですが、この挙げられているデメリットというのは、果たして適正規模じゃないと言われる小規模校のみに生じる問題なのかという気がするんですが、その辺の問題意識はいかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長いいですか。

○教育長（船迫邦則君） 今挙げられたデメリットについては、これまでの実践から文部科学省のほうで集約したもので、そういったことがあるという1つの例だと思っております。ただ、例えば先ほどの行事という話ございますけれども、柴田小学校の場合も見させていただきましたけれども、子供たちに加えて地域の方々がその行事に参加をして、大いに盛り上がっている。そういうような工夫も確かにあるということを私も見させていただいて感じておりますので。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） この中の文言によく出てくる、教育の機会均等という言葉が出てきますが、その均等というのをどういうふうに捉えるかというのは、やっぱり学校の適正化を考えるべきでもこの文部科学省が出されている統廃合するべきだということに関するキーワードになっていると思うんです。教育の機会均等について、教育長自身のお考えはどのようにとったらいいのか。

私は、機会均等ということで、例えば学校ごとの授業内容や、それから児童生徒の活動内容がマニュアル的に全て統一されて、どの学校も全く同じなことをやるというふうなことではないというふうに考えているんですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 機会均等ということでお話しさせていただきますと、やはり学校側が望む視点と、あと保護者の側が望む視点とございます。保護者の声という中で例えばデメリットのことを気にされて、どうしてもやっぱり大きい集団の中で子供を勉強させたいというような考えをお持ちの方がおるとすれば、そのことについてどういうふうにしていったらいいのかということをお大事にしながら、そういった声も進めていかなくちやいけない、そういうふうを受けとめていますけれども。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 保護者の方の受けとめというのはさまざまあるのは当然なんですけど、ただこの場合も何というのか、保護者の要望があるからといって、全て実現をしなければならないということではなく、純粹に教育効果的に見て有効なのかどうかというのを判断の基準にしなければならないと思うんです。その点でも当然私もお話を聞いたことがありますけど、小規模校だとほかの学校に比べて、将来の受験のときに影響が出るとかというような声なんかがあって、授業に小規模校だと、標準規模の学校とでは格差があるなんて言われる方もいるんですが、実際に私はそうではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 私もそうじゃないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そのお答えを聞いて、私も確信を持っていたんですが、そういう部分において、やはり柴田町で小規模校、この手引による小中学校の適正規模と言われる小学校で6学級以下、それから中学校で言えば3学級以下ということであれば、町内で該当する学校というのは2校です。その2校というのは先ほど教育長がおっしゃられたいわゆる小規模校の特色ある教育内容において、柴田町の特色ある教育を象徴するような取り組みをいろいろされているというふうに私は思っているんです。

先ほど挙げたようなデメリットとしても挙げられていますが、例えば運動会、文化祭、遠足、修学旅行などで、運動会では例えば地域の方々がプログラムの中にもう組み込まれて一緒に活動されている。それから、修学旅行等でも小規模校の数の少なさを逆にメリットにして、自主研修などは先生の目が届きやすい人数だということで、自主研修などの独自の独創的な活動なんかをされていて、非常にほかの標準規模の学校ではできない教育活動を行っているというふうに思っているところです。その部分も含めて、やっぱり小規模校を評価していく必要があるというふうに思っています。

その部分で言えば、特に私も時々町民の方とお話しするときに、一緒に活動する子供たちが少ないと、社会性が育たないんじゃないか、人間関係をつくるための経験が不足するんじゃないかというふうに言われていることがときどきあったんですけども、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今ICT教育等でやはり物理的に離れたところの人たちとの情報交換なんていうのもできやすいような環境も出てきておりますので、そういった部分も視野に入れ

ながら検討していかなければいけないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 私自身の考えというか、そのお話を聞きながら、教育長じゃなくて、町民と話したときの相手のご意見なんか伺いながらいろいろ感じているのは、やはり子供たちの発達過程において、社会性を身につける場面というのは、1つの道筋ではなく、さまざまなアプローチの仕方というのがあると思うんです。私は逆に今柴田町の小規模校で行われているような地域と一体化して学校づくりをしていく。例えば、小規模校でかつての歴史的に見れば、学校の校庭遊具を地域の人たちと一体になって学校がつくり上げていくとか、そういう部分やそれから実際に地域の大人の人たちと一緒に子供たちが活動する。そういうことが逆に言うと、標準規模の学校でできない部分での社会性の発達に寄与する内容になっているんじゃないかと思っているところです。

その部分も含めて、小規模校というのを単純に例えば学級数が少ないからとか、児童数が少なくなったからといって、廃校あるいは休校などということ、あるいは統廃合ということにしていかないという考え方がやっぱり必要だと思っておりますし、その点で慎重な教育長のお考えを聞いて安心はしているんですが。

その部分で言うと、さらにまちづくりの面で小規模校の重要性というのは少し論じたいというふうに思っているんですけども、例えば現在の西住小学校も柴田小学校も、学校行事に対しての地域の協力というか、協力というよりも一体となってやっているというのが率直なところだと思うんです。先ほどは地域の学校がなくなるということによって、地域の人口減少が起こったり、あるいは地域のコミュニティが壊れるということの原因になるということも、教育長は触れられておりましたけれども、実際に柴田町の小規模校の立地する地域でも同様のことが言えると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長ですか。教育長。

○教育長（船迫邦則君） もう一度お願いします。

○11番（広沢 真君） 要するに当然今の時点で統廃合を考えておられないということは、先ほどのご答弁でも感じられたんですが、柴田町の小規模校の存在意義として、単なる教育機関、子供たちが学校教育を受ける機関としてだけではなく、地域のコミュニティの要としての役割を柴田小学校なり、西住小学校も確実に果たしているという点での認識は、私はそう思っているんですが、教育長もそう思っておられるかということです。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 先ほども答弁しましたとおり、地域コミュニティの中核的な施設としてというふうな言葉で表現させていただきました。そのように思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） であれば、単純にこの手引の前半部分によるデメリット挙げられている中で、統廃合あるいは休校などということが簡単には考えておられないということは十分伝わってきたので、その部分は私も納得しました。

ただ、将来的に例えば今回の手引の中身をよく読み込んでみますと、統廃合の基準というのを数を基準に相当書いてあるんですが、そのほかに先ほど教育長も言っておられましたけれども、小規模校を維持するための施策というのが物すごく豊富に入っているんです。これなぜかというふうに思って、いろいろ文献を当たってみたんですが、学者の分析なんかも含めて見ますと、文部科学省は既定の方針として、教育予算を削りたいと。そういう背景があって、当然文部科学省にも予算を削減する方向性で予算編成をなささいというような思惑があるのと同時に、逆に総務省のほうでは地域のコミュニティの崩壊の問題を問題意識として大きく持っていて、学校適正規模の問題については、先ほど来強調しているとおり、地域のコミュニティが壊れてしまう、言ってみればとどめになる場合もあります。学校が身近にないことによってその地域から離れて学校に家から歩いて通えるようなところに引っ越すという動機づけにもなりますから、その部分で今回の手引というのが砕けていうとどっちつかずという感じもあるんですが、いう中身になっているというのが私の率直な感想です。

その部分で言えば、この手引というのをこれから例えば政府の施策がどういうふうに出されてくるかはわからないんですが、ただこれを根拠にして柴田町の小規模校を守り、維持発展させるということの変な言い方、武器にもなると思うんです。その辺も含めて、ぜひ位置づけていただきたいということをつけ加えたいというふうに思います。

それから、小中一貫校ですけれども、まだ中身については国会での審議中ですが、そのことに関しては、先ほどのご答弁でも当面柴田町で小中一貫校を導入するというような考えは、今の現時点でないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 現在のところはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 小中一貫校については、私もいろいろ見てみたんですが、やはり賛否両論あるのと、それから教育効果の、先ほどメリット・デメリット挙げておられました

が、十分に科学的検討がなされていない感がどうしても否めません。ですから、導入に当たって果たしていいものなのかどうかも含めて、慎重にやるということは今後とも重要な方針になるというふうに思いますので、その部分も含めてぜひお考えいただければというふうに思います。

特に、柴田町の場合、小規模校が今も存在しているということが、その地域を守り発展させていく礎になっていると私は考えています。ですから、単純に国の方針で統廃合が進められてきているということだからといって、町の発展を考えた場合には、そう簡単にはいかないというふうに考えていますので、ぜひともその辺を押さえた上で今後の方針、例えば少なくとも児童数の減少というのは予想されていますよね。でも、その時点であっても地域のコミュニティの要であるということと、それから小規模校は、小規模校ならではの特色ある教育ができるメリットがあるということと、ある意味標準規模の学校では得がたい教育発想できるという前提において、慎重にお考えいただければというふうに思います。そのことは要望しておきます。

じゃあ、2問目に移ります。

国民健康保険の都道府県一本化など新たな医療制度改革の議論についてということですが、私はこれまで国民健康保険の問題、何度となく取り組んできまして、ある意味議員になってからのライフワークでもあるんですが、今回の質問の趣旨は、もしかしたら町長はまた法定外繰入をして保険税を下げるべきだというふうに広沢は言おうと思っているのかと思っっているのかもしれないんですが、今回の場合にはむしろそれどころではないという認識です。

先ほど、今回の医療保険法の改正なるものが出されて、保険基盤の安定化などという文言が政府の文書などでは並べられています。しかし、今回出された法律の中で出されてきているものがいかなるものかというのは、当然これから出てきますが、現時点でわかっている時点でも、柴田町にとっても相当な影響があるというふうに考えています。一つその前のデータとして、先ほどの中でも答弁で一部触れられていましたけれども、今の柴田町の例えば国保税というのはどれぐらいの位置にいるのかというのは、データあるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 毎年県の国保医療課のほうから資料が出されております。現在手元にあるものですが、平成25年度ですが柴田町の1人当たりの調定額になります。35市町村のうち26位となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 医療給付費はどうでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。（「医療費の額です」の声あり）
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 1人当たりの医療費のほうは33万6,218円で、13位となっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） 例えばそれは前年比の、その前のデータから比べてどうなっているのでしょうか。増減がどうなっているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません、後ほど、前年度手元にございません。
- 11番（広沢 真君） じゃあ、詳しい数字は、答弁は余り重要ではないんですけども、前年度よりも例えば医療給付費がふえているか、減っているかという点ではどうでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません、医療費の給付費に関しましては、毎年のようにふえているのが現状です。それが、2,000万円ないし3,000万円レベルだったかと思うんですが。（「わかりました。いいです。データ調べなくても」の声あり）
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 11番（広沢 真君） さらに、実は私のところで、日本共産党宮城県議団に今課長がおっしゃった後のデータ、平成26年度の国民健康保険税のデータで、算定というか試算を出してもらいました。平成26年度の国民健康保険税で、条件は両親と子供2人世帯で、父42歳、母40歳、お母さんは専業主婦と。年収357万円、所得227万円、固定資産税6万円と標準額というふうに言われる基準で大体出されている基準ですが。その基準で今回最新のデータで、柴田町の国保税の標準額というのを調べますと、高いほうから順に考えると29位。安いほうから順に考えると宮城県の中で7位という結果になりました。先ほど課長の答弁であった、保険税の総体的な順位ですが、26位から29位ですから、総体的には安くなっている。ほかのところと比べて安くなっているということです。ただ、それと同時に医療給付費は右肩上がり上がっているということなので、そうすると医療給付費が上がっていても、保険税が上がっていないというのは間違いなく柴田町の努力の結果だと思っています。その部分については、きちっと評価をした上で、当然柴田町の保険税が現時点で町民の負担になっているか、いないかということは別として、ただ上げない努力を柴田町がやってきたということが、今実っているというふうには私は認識しています。

振り返って見れば平成18年から値上げをしてこなかった。これは、ほかの自治体が次々と上

げている中で、上げてこなかったというのは大きな努力の結果だと思いますので、ふだんから否定的に物を言っている国保の問題については言っていますが、評価すべきところは評価すべきと考えておりますし、きちっと努力をされているんだということは私自身も認識しております。その部分も含めて、まず現状として押さえておきたいと思います。

それから、国保の医療にもかかわって、町長もかなり熱心に取り組んでおられますが、子供の医療費助成も柴田町と柴田町よりも基準が上という自治体は、1つか2つです。大衡村と七ヶ宿町が今度なるはずですけども、今の私の持っているデータだと柴田町よりも条件が上なのは、大衡村だけになっています。中学校終了までの通院、入院とも無料というのは県内でもかなり多くの自治体があって、柴田町は先進的な部類に入る中身になっています。そういうことをこれまで努力をして柴田町はやってきたということです。ほめ殺しするわけではありません。ただ、そのデータをもとへの念頭に置きつつ、今度の医療改革というのは非常に大変な内容を含んでいるというふうに思います。基盤安定化ということは、先ほど町長答弁で強調されたんですが、国保の都道府県一本化によって起こる標準保険料率を都道府県が提示して、それに合わせて各自治体が保険税、保険料を算定することになります。しかし、保険料の算定はどこを基準にするのか。これが非常に大きな問題になります。例えば、先ほど私が挙げたデータの中で、一番高いのは仙台市の年額で50万3,800円です。同じデータで柴田町は39万6,000円です。ですから、実に年額で10万円の差があります。国保の場合10期に分かれていますから、月額でいうと1万円だそうです。そして、一番安いところだと、七ヶ宿町の年額26万2,600円。ですから、一番高いところと一番安いところでは2倍の差があります。これをどこに置くのかという点です。これがこれから議論されることになります。

それから、今お話しした子供の医療費の問題、当然大分義務教育終了までという基準を持っているところが多くなってきましたが、前々から言っているとおり一番基準が低いのは宮城県です。全国最低です。その他にまだ幾つか入院、通院とも就学前というところがあります。これが幾つか残されていて、これもまた国保にかかわってどこの基準に合わせてやっていくのかということも含めて議論が起こりかねません。必ず議論するとは言いませんが、要するにこれも含めてどこまで都道府県一本化で構成する自治体の裁量が残されるかどうか。これについては、法律で決められる部分と、それから都道府県の議論の中で話し合われてつくられる基準というのは両面あると思います。この部分が今後どうなるかというのは問われてきます。先ほど来言っているとおり、柴田町は全県の中でも努力をしてきた自治体です。その努力が無駄になるとは言いませんが、結局後退させられてしまう。柴田町よりも高いところの保険税に

基準を合わせられてしまえば、必然的に上がってしまいます。それから、子ども医療費もそこまでいかないと思いますが、県の子供の医療費に対する考え方は町長がよくご存じのとおりで変えるつもりはないというのは今のトップの方のお考えですから、少なくとも県のレベルに合わせればえらいことにならるんですが、県じゃなくても低く、まだ低い段階のところに合わせてとなれば、柴田町にとってはこれまでの努力を後退させられるということになります。

その部分も含めて、これからの各自治体、構成自治体の努力が重要になると思うんですが、その辺の認識を、町長、現時点でまだ法律はできたばかりで細かいことは出てこないんですが、これは当然予想されることだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の国保の改正が具体的にどのようなになるかというのは、私も詳しくはちょっと熟知していないんですが、担当者からの報告によりますと、これまでどおり余り変わらないと。要するに柴田町の医療費に対して、国保税が当面決められるということであり、またその医療費に対して、国保税が若干余裕ができた場合には、基金に組み入れられるというふうに広沢議員の答弁前に打ち合わせをしたところでございます。

ですから、当面は標準的な基準は示されるけれども、町独自でやれるという報告がありましたので、町としてもその辺はまだ心配はしていないんですが、もし柴田町が努力した分が統一されることによって負担増となると、広沢議員おっしゃったようにせっかくほめてもらえる少ない国民健康保険税でございますし、そういった意味では知事のほうに、拙速に統一基準で運用しないようにという申し出はしてまいりたいというふうに思っております。

これについては、国民健康保険とほかに乳幼児医療です。これについては、ここでも答弁しておりましたが、市町村長会議で孤立無援、私がずっと言ってまいったんですが、今回の市町村長会議で、市長会の奥村市長がこれは全県下の問題だということで、市長会自身としても県に対し、乳幼児医療を上げるようにということになってまいりました。それから、町村会でもそろそろまとまって県に最低のラインを引き上げるようにというふうに申し出をしております。ただ、なかなか知事はガードが固くて、上げるつもりはないという回答でございました。また、これからもしつこく県のほうに、乳幼児医療については、県の補助率を少しでも上げるように申し出をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 市長会の話について、私も初耳だったのでそれは非常に朗報だというふうに思いますし、滝口町長がイニシアチブを発揮して町村会でもぜひ知事に対して申し上げ

て、実現できるようにやっていただければというふうに思いますが、それもあるんですが、要するに今現時点で県のところにはほとんど情報が来てなくて、さらに上の国のほうに問い合わせをすると、ほぼ変わりませんというのが答弁らしいです。しかし、ほぼ変わらないという制度に対して財務省が予算をつけるわけではないんです。これまでも既定路線として、社会保障予算を大幅に削るとというのが財務省の既定予算です。今回の制度改変において、例えば都道府県一本化によるシステムの改変や、あるいはその他のさまざまな制度の調整において、多額の国家予算が生じるわけですけれども、何も変わらないという制度に対して財務省が予算をつけるわけではないということは、常識的に考えられることだと思うんです。

ですから、これまでの既定路線に従って、この先にはさらに国の予算を減らすという目的が隠れていると見るべきなのが、やっぱり地方自治体が今改めて備えておくべき考えなんではないかと私は思います。そもそも、今回の医療保険改革の中身についても、これまでの社会保障削減路線から出てきているものです。さまざまな基準を上げて保険税、保険料のランクがそれぞれの自治体ごとに違いますが、ただこの基本点は、1984年に国の国庫負担率が50%から下げられて現在まで23%まで下げられていることが、国保税が右肩上がりになって上がってきている根本的な要因だというふうに思います。その部分を踏まえると、間違いなく国の意図は、これによって国家予算が削られる、国保に対する予算を削ることができるという目算があるからこそ、法律を変え、コストや予算もつけて変更するということになっているというふうに思いますので、その点でぜひ自治体の国保、突き詰めて言えば、町民の命と健康を守るという点で、町長にもそれから課長にも、これから行われるさまざまな議論の中において、そのことを絶えず頭に置いていただいて、柴田町のこれまでの努力が決して無にならないような努力を進めていただきたいというふうに思います。

要するに、今の時点でまだ出ていないということで、フライングだと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、今度の中身を見れば将来的に柴田町に対する新たな負担が生まれるということを当然予想して、いてもたってもいられず質問したという経過もありますので、ぜひともその辺を念頭に置いて、これからの議論に臨んでいただきたいということを最後に強く要望しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 先ほどの答弁保留の関係でございますけれども、健康推進課長、医療給付費の以前との比較増減です。それを。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、1人当たりの医療費の件だったんですが、平成24年は32万5,275円で、35市町村のうち20位でした。その前の23年度のデータも今手元にあるんで

すが、32万6,791円で3位でした。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

○11番（広沢 真君） それでも、保険税を上げなかったというのは大きな努力の結果だと、大きく評価いたします。ありがとうございます。

○議長（加藤克明君） これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は3時にいたします。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。大綱2問、質問させていただきます。

1 問目、柴田町消防団の諸課題について。

1) 消防団員不足が言われてから久しい。いろいろ団員確保の提案をしてきたが、団員がふえたという声はない。70歳定年前に退職される方が多いためか、団員数はじり貧状況にあります。団員確保に静岡県や秋田県など自治体独自の取り組みが広がっております。少子高齢化がさらに進むことを考えれば、柴田町でも団員募集を工夫しなければならないのではないか。

2) 消防団員が降雪後の消火栓位置確認と除雪を依頼されたが、消火栓がどこにあるのか探しあぐねたとのことである。なぜなのか私もわからず消防署員に聞いたところ、消火栓の場所に示すプラスチック指示板が消火栓標識についてあり、その指示板の見方がわからなかったのではないかとのことでありました。危機管理監は標識についている指示板について、消防団員に周知しているのかどうか。

3) 里山ガーデンハウスには消火器が設置されております。当然、さくらの里にも設置されていると思いますが、消火栓は設置されていません。ことしの桜まつりはしばた千桜橋もできたことで、かなりの花見客がふえたのではないかと。乾燥している日も多く、たばこ等による火災が心配される。船岡城址公園の火災対応に心配はないのか。

2 問目、プレオープンしたしばた千桜橋。

しばた千桜橋のプレオープン前に、監査委員として見ておく必要があるのでは、職員に案内していただいた。ゆっくり坂道をおり、橋の入り口で立ちどまり見回すと、山側の橋入り口の柵と橋の間が開き過ぎているのと、坂道の西側手すり下の横木の上下間隔が広過ぎていて、子供の転落が心配と伝えました。プレオープン時には網を張り、転落防止を図っており、対処の素早さに感嘆しました。ご苦労さんであります。

橋を渡ってみますと、今までにないロケーションが見られ、桜の枝も手で触れるところまで伸びており、いいなと感じました。その一方、酒が入って手を伸ばし、桜を手元に引っ張ろうとしてこの高欄から落ちる心配もあると考え、どうするのかと聞いたが、返事はうやむやに終わった。ところが、後日N新聞の東奔北走という記事に、しばた千桜橋について掲載されていたので、紹介します。

白石川桜並木と高台の船岡城址公園は、これまで鉄道と道路に分断されていた。これら2カ所はさくら名所100選に名を連ねており、両方を見学するには一旦JR船岡駅に戻る必要があった。町は観光客の利便性向上を目指し、JRと県道をまたぐ橋を建設した。多数の花見客の来訪が予想されるので、橋に町職員や警備員を配置し、必要に応じて通過人数を制限する。混雑時の安全を確保するのが目的だ。千桜橋は地上11メートルの高さで、桜を眺めようと身を乗り出して万が一転落すれば、大事故になりかねない。と書いてあった。

町の考えは。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の大綱2問ございました。

まず、消防団関係で3点です。

1点目、柴田町消防団員の定数350名ですが、ここ数年310名前後で推移しておりましたが、平成27年5月1日では295名で、うち機能別消防団員としてラッパ隊員3名が在籍しております。また、上川名地区では、消防協力隊を組織していただいております。本町でも、お知らせ版での公募、各班を通して団員確保の呼びかけや、仙台大学で出前講座を開催して学生にPRしておりますが、なかなか入団者がふえないのが現状です。

今年度、消防団の活動服を、紺一色から消防署員が着用しているようなオレンジのラインが入った服装に更新と、編み上げ靴を配備することにより、消防団員の士気の高揚と安全確保に努めていきます。服装が一新することにより、団員募集に結びつけていきたいと考えております。

2点目、冬場、雪で地下式消火栓が見えなくなってしまうので、10年ほど前に消火栓の位置がわかるように、設置箇所を示している黄色のプラスチック板矢印のことでございます。このプラスチック板は、柴田消防署職員が工夫し、設置したものです。

指示板設置されていることは承知しておりましたので、消防団員も知っているものと認識しておりました。しかし、消防団員に確認したところ、認識率が低いので、防災訓練や消防団幹部会議などを通じて説明し、消火栓の設置箇所の周知に努めていきます。

3点目、船岡城址公園内の里山ガーデンハウス付近から出火した場合は、観光客の安全確保と避難誘導が第一であります。観光客は、地形や避難経路がわからず、混乱が起きないように、町観光物産協会、シルバー人材センター職員等が平和観音参道と梅畑経由で避難誘導に当たります。消火活動につきましては、有効な消防水利がないため、柴田消防署や消防団だけでなく、近隣市町消防署・消防団のポンプ車、水槽車、救急車等の応援を得て、遠距離ホース延長により消火活動に努めることとなります。

今後の対策としましては、さくらの里、里山ガーデンハウスの消火器設置等をふやして初期消火に努めることや、町、消防署、消防団、観光物産協会合同の消火訓練、避難誘導訓練を実施し、よりよい消火活動、避難誘導方法や経路等の習得に努めてまいります。

大綱2問目、しばた千桜橋の関係でございます。

しばた千桜橋が開通してから、桜の季節に限らず、連日、ノルディックウォーキングを楽しんでいる方や船岡城址公園や白石川堤を散策している方など、多くの皆様がしばた千桜橋を利用しております。開通式前に監査委員の方々と現地立ち会いをしていただいた際、心配されていた手すり下段部の転落防止対策は、担当課ですぐにネットを設置するなど対応いたしました。おかげさまで、桜まつり期間中は、心配される事故などがなく、一安心しているところでございます。

また、日本経済新聞社が掲載した記事にあった「11メートルの高さから身を乗り出して転落すれば、大事故になりかねない」との記事内容についてですが、しばた千桜橋の高欄は、国が定める安全基準に基づいた仕様で設置しておりますが、現在景観に配慮した転落防止策がないか、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 議長、普通第1問目からやるんですけども、第1問目はちょっと質問が多いので、2問目のプレオープンしたしばた千桜橋からやりたいと思います。（「お願いし

ます」の声あり) よろしくお願ひします。

これ実は私監査として回ったとき、お花見にはお酒がつきものなんです、大体。私も好きなほうなので、ついお酒飲みます。たまたまあその橋の上から、桜がすぐそばにあってさわれたんです。この桜にさわって引っ張って、失敗してころっといったらこれは大変だと。それで、もしこれが裁判になったら、これは落ちた人は当然落ちた人の責任ではあるけれども、裁判になって、新聞にこういうふうにかかれていたというときに、「何だ、町の安全対策がなっていない」と、こういう心配があったということで、私はあえて書かせてもらいました。

町長は、今どういうふうになれば、ロケーションが壊されないできれいに見えていく高欄になるか検討中だということなので、それは私がいろいろ指図するところではなく、都市建設課できちっと考えていただきたいと思う。ただ、そう思いますので、そこら辺はどんなふうを考えているかちょっとお伺ひしたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お花見に酒はつきものだと、私も記憶をしております。たまたま桜まつり開催前に、実は橋から桜の枝に手が届くような状況でした。若干枝振りがよろしくなかったのを、私のほうでちょっときれいに整えさせていただいて、すぐさま届くような状況ではないようにはしていたのとあわせて、多分お気づきの方がいたかどうかわかりませんが、橋の高欄の下に地覆ということで、橋の欄干を受けている基礎があるんですけれども、あそこに余り目立たないというか、ちょっと気にかけてほしくて、「足を上げないでください」足を上げてさらに手をかけてということのないように、小さな表示をさせていただきました。先ほど手すりの網の話も出ましたが、やっぱり安全第一ということで、できることをやりましょうということで、網とあわせて、実は「足を上げないでください」ということも一旦したんですけれども、あとは高欄については、基準的な高さ、安全な高さはとれているものの、いろんな方がいらっしゃるということですので、それこそ町長答弁申し上げたとおり、景観に配慮した形で、非常にシンプルできれいな橋だと言われている中で、何か物をつければ済むという話でもないですので、その日以降毎日悩んでいる状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 坂道の網、あれはあのままで通していくんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 開通前2日かかってやっとあれが張りついたんですけれども、実は1枚のものをあの幅に全部切って、1つずつ押さえていったということで、押さえたんで

すけれども、いずれ道路、通路ののり肩なので、草なんか生えてくると草刈りなんかができなくなるんです。なので、当面はちょっとあのまま安全を保ちますけれども、できれば管理のしやすいようなものにちょっと変えようかということで考えてはいるんですけれども、具体的なところまではついていないというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 高欄のほうのこのしばた千桜橋の最後の質問です。桜の枝を先ほどきれいに整えたと。あの桜、実は、私見てさわったのは、つぼみの花がわっと咲くばかりになっていたんです。それで、どうしたんだろうと、届いたのに行ったときには届かなくなった。あらと、随分と遠慮深くなったもんだと。桜の枝、後で聞いたらてんぐ巣病になったんじゃないかと、そういう言い方もあるんだと思ったんですけれども、それはいいんです。要は、我々目指すところは安全な橋。今度スロープができますね。来年度に向けて。やはり、安全第一に考えてやっていただきたい。それだけです。

じゃあ、1問目に戻ります。

5月31日、防火訓練がありました。団長の報告が290人参加と大きな声で聞こえてきました。今やっぱり聞いたら、5月1日295人参加ということなんですが、去年と比べて15人減っているわけですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 先ほど町長が答弁したのは、ここ数年310名ぐらいということで、答弁させていただきまして、去年は311名でございました。それで、ことしの5月1日が295名ということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私も管理監が団員不足ということで大分心配していたので、何回かいろんな提案をしたんですけれども、まず団員減少に歯どめをかける必要があると私は考えて、学生を募集してはどうかと提案しましたがけれども、学生団員の募集はしたのかどうか。まず1点、それはお伺いします。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 宮城県の消防課と、あと私の町、仙南地域広域消防で一緒になりまして、仙台大学に平成25年度、26年度と大体2月ぐらいに2回ほど行きまして、出前講座をさせていただいて、そのときことしの2月については私のほうの佐藤団長が行きまして、お話をし、「ぜひ皆さんの若い力で消防団に入ってください」という話を申し上げましたけれど

も、残念ながら今のところそういう動きがございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ところが、状況が変わってきたと思うんです。というのは、ことし東京都では学生に消防団活動に認証制度を導入しております。1年以上活動した学生に、継続的に活動し地域社会に多大な貢献をしたと消防総監名の証明書を発行している、ということにことしなったんです。学生は、就職のエントリーシートに添付したり、採用面接時に持参して活用すればいいんじゃないかと、こういうふうになってきております。ただ、今は景気がよくて、売り手市場なんです。これが買い手市場になると、みんなが飛びついてくるんですけれども、今は景気がよくてどこの企業も去年の倍ぐらい採用して、学生もやっぱりなくても入れるというような感じでなっていると思うんですけれども、諦めずにひとつ、今度なりますと、一段と有利な方向になりますと。ただ、東京都は消防総監名でもらえますけれども、うちらほうになるとどこからもらえるのかと、実は心配しているんですけれども、どんなものなんですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） まずは団長名かと思えます。そして、あとプラスとすれば町長連名でそういうことがあるのかと思っております。あと、仙台大学生につきましては、実際に仙南地域広域行政事務組合の職員になっている方が二十数名いらっしゃるということでございます。就職と考えれば、公務員になりましていいのかと思うんですけれども、団員としてはいまいち私たちのPR不足もあって、今の状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、これは私は今お伺いしたのは、消防団長の証明書じゃなくて、仙南広域の消防署長からのお墨つき、それをいただいて就職活動に利用してはどうかと。うちの団長の名前で就職ができるとそう私は思っていないんですけれども。あと、静岡県で2012年から、消防団員がいて消防団活動に配慮する就業規則を備えるなど、協力的な中小企業や個人事業主に認定されると、10万円を上限に事業税の2分の1に相当する額を控除していると。開始期に159カ所あったそうなんですけれども、現在は511カ所にふえていると。私は、これは例えば2分の1とか、10万円とかうちの町でなかなか難しいと思うんですけれども、柴田町の柴田版にそれを考えていただければいいんじゃないかと。ただ、これについては検討協議が必要であるとすれば、これは町長に出張っていただいて交渉していただく、こういうことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 柴田町でも消防団協力事業所表示制度というのがございまして、勤務先から勤務期間中の時間中の消防団活動の便宜とか、地域防災のために従業員の消防団員の入団の促進を進めるとか、そういうことで消防団協力事業所表示制度というのを設けております。それで、1カ所ございまして、それが頑張っていたいておりますけれども、あとほかのところとかでは、先ほど議員がおっしゃるように、桜まつりのときと同じように協力店を設けて、そういうところで消防団が団員の会員証を出せば、そのところ割引したり、そういうところの恩恵をつけているようなところもございまして。

柴田町ではまず地道になんですけれども、消防団員そうやって頑張っていたところを検討をしまして、幾らかでも援助ができればと思っております。（「ちょっと聞こえない、検討して何」の声あり）検討しまして、そういう事業所等については、ほかのところでは入札等のとき点数をプラスするとか、そういうこともございまして、そういう部分とか努めていければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そういうんじゃないくて、町として、要するに事業所が特典を受けられると、そういうものに飛びつくということを今紹介したわけです。ですから、協力店とか、表示が書いてあるとか、そんなんじゃないやっぱりだめなんだ。やはり、管理監、そんなにいろんなことを言ってもらうんなら、やっぱり態度、金で示してください、こうなると思うんです。同じようなこと、実は秋田県の大館市でやっているんです。地域活性化なども考えて、消防団員に優待サービスを受けられる制度を導入したと。電話してみたんです、私。どのぐらい受けているのかと。やったばかりでまだアンケートも何もとっていないので、ただ、感じとしては悪い感じではない。例えば、事務用品の会社、それからホテル、写真スタジオ、寿司屋、本人はもちろん家族も使えると。これは大変なこと、もしこれをやるとすれば、管理監は大変だと思う。交渉しなきゃいけないから。そういう事業ですね、5%とか、10%とか、各店違うんだそうです。だけれども、非常に地域の活性化にもなっていると。これはいいと。ぜひひとつ頑張っていたきたいと思うんですけれども、これは管理監ばかりではなくて、総務課の1つの取り組みとして考えてもらってもいいのかと。どうですか。総務課長。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（武山昭彦君） 私も消防団、この間参加しまして、ある分団に反省会出てみたんですけれども、やはり消防団活動をする上で、団員の不足が一番気がか

りということですので、そういうふうな消防団に参加していただけるような報奨制度を考えて見たいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 次に、柴田町には長い歴史を持つ婦人防火クラブがあります。ご婦人にも消防団員として募集してはどうかと提案しましたが、管理監からはなかなかよい返事がもらえませんでした。しかし、現在全国に1,237の消防団があつて、そのうち半数58.36%に女性消防団員が参加しております。女性の消防団参加動機が紹介されておりましたので、参考にご紹介します。

1つ、お父さんが消防団員だったので、私も社会貢献がしたい。2点目、いざというときに助ける人になりたい。3点目、町を守りたい。4点目、何か役に立ちたい。5点目、団員の資格好にあこがれていた。6点目、チェーンソーやポンプ操法など、機械を動かしてみたい。7点目、幼児や高齢者を対象にした防火・防災教育や応急手当の講習会を受け持ちたい。それから、最後にラッパを吹いてみたい。私にはちょっと考えられない動機で入団しているのが結構いらっしゃると。こういうところを利用して、いろんな活用をして団員数を補ってはいかがかと思いました。いずれにこういうこともできるんだと。管理監、取り組む勇気ありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 婦人防火クラブから前回もちょっとお話ししたと思うんですけども、昭和37年に入間田地区で火災がありまして、そのとき男性の方がいらっしゃらなくて、女性の方々にそれで火事を消したということで、それが初めて結成されて、婦人消防団員というようなことで最初は出たんですけども、それが婦人防火クラブの始まりだということで、婦人防火クラブ、町のほうでも30周年超しまして、入間田のほうは50年を超しております。ですから、最初の部分で考えますと、最初の婦人消防隊のようなことがあったのかと思っております。

それで、元気な今婦人防火クラブの幹部の方も、ちょっと年齢も上になってきておりますので、そういう若い婦人防火クラブの方々にも消防団として働いていただけないかと。そういう部分で努めていきたいと思っております。あと、ラッパ隊も実は私も入っております、それであると自衛隊でラッパをやっていた方が2人ほど入って、全部で3人なんですけれども、そうやってそのついで、ラッパをやっていたらとそういうこともありますので、なるべく多くの方に声をかけまして、団員をふやすように努めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君）　そうですね。失敗を恐れて何もしないのでは、なかなか集まらないと思うので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次、2点目に入ります。実は、消火栓、先ほど町長が言いました、プラスチックの黄色い板、指示されている標識のところに指してあるんです。私も初めて今回わかって、ああ、なるほど。船岡西2丁目2の21、この標識は道路が真ん中であって、ここに歩道がある。この歩道のこっち側に標識があるんです。消火栓が道路のそっち側なんです。これ見たらやっぱり指してあるんです。ところが、知らない団員がいらっしゃるんです。それで、どこにあるかわからない。もちろん雪降っている、何ぼかいても5メートルも離れたところにあるとは思いませんから、探しあぐねたと。これは、実はこの間消防演習のときに若い人3人に聞いたんです。「こういうの知っているか」と。「わからない」と。そういうことがあったので、これは標識のすぐ下は、下に見えているんです。右にあったら右の方を向いている。左には左のほうに指しているんです。あれを今度見てください。ああ、こうかとすぐわかりますから。ただ、教えてもらわないとわからないわけです。船岡西2丁目13番11号、ここには標識がないんです。ご存じでしたか。

○議長（加藤克明君）　危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君）　残念ながら、あそこの本来はあったんでしょうけれども、いつの間になくなったのか、最初からないということはないんでしょうけれども、その辺が私も行ってみましたら、すっかりしてない状態でした。

○議長（加藤克明君）　再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君）　最近ではないと思うんです。今鉄うんと下がって安いんです。だから、今持って行って売ったというのではないと思うんですけれども。標識は、ああいう標識とそれから支柱を利用することができるんです。電柱も利用することができる。ただし、高さがあります。2.5メートル、または2メートル、こういう高さが規定されている。はっきりと明瞭にわかるということが基本になっております。この場所すぐ近くに、支線7という電柱があります。これがちょうど5メートルくらいか、4メートル幾つかありますけれども、これを使って消火栓の指示板をつくったらどうかと、標識をつくったらどうかとこう思いましたけれども、ごらんになりましたか、支柱は。

○議長（加藤克明君）　危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君）　現場に行きまして、支柱は見ております。そして、あと実際今うちのほうとすれば、あそこの脇の檻の部分がありまして、そこに標示板を建てることのできな

いかということで、今業者と検討しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかるようにしていただければ、消防に助かると思います。

それから、船消と消火栓のある場所ナンバー9という起点に、坂道を登っていく途中にあるんです。それを見たら確かにすぐわかりました。ところが、雪降っているとわからないと思います。というのは、そこにほかのふたが6つあるんです。今消火栓は四角ですけども、あそこは丸形で6つあります、そのほかに。これはちょっとなかなか雪降ったときにかいてもわからないと思うんです。入るのどうしていくのかと心配しておりました。どうしますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 消防団につきましては、雪降る前から自分の地区の班の消火栓は確認しておきなさいということでお話をしております。それでもやはり新しい団員がなかなかわからなかったりしております。あと、大体11月くらいに幹部会議とか班長会議がありますので、そのときはやっぱりポンプの燃料の確認とか油の確認、そしてやっぱり雪降ったら消火栓が見えなくなるということがないように、雪降ったら率先してその地下式消火栓の雪を掃いて、みんなでわかるようにしてくださいというようなことでお願いとかをしておりますので、それをもっと十分徹底するように努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ぜひそうやって皆さんに周知して、新しい団員も古い団員にももう一度こういうのがあるんですと、ひとつ皆さん理解してください。教えてやってください。

私は船岡西2丁目、3カ所か4カ所見てこうなんです。全町といたら、恐らくサンプル私拾ってただけでこれですから、全町を挙げたらいっぱいあると思うんです。これが各班、消防団の班の方にやっぱり確認していただかないと、うまくないんじゃないかと。消火に手間取るようなのでは、うまくないんじゃないかと。幾ら人間がそろっていたってわからない人がいっぱいいたって、どうしようもないです。そこら辺よく考えてやっていただきたいこう思います。

次に、3点目に入ります。

まず初めに、船岡城址公園はどのような指定を受けているのか、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○16番（我妻弘国君） 済みません、わかるように。消火栓をつくったり、それから防火水槽をつくったりするのに、指定があるんです。ここはつくっちゃだめですとか、そういうのがある

んです。私調べる前に、実は京都に船岡山公園というのがあるんです。有名なんです。清少納言が枕草子というのを書いております。その231段に岡は船岡、岡の中で一番と、こういうふうに書いたんです。だから、一生懸命船岡山調べたんです。うちらほうの山ないでしょう。消火栓や防火水槽はどういうふうになるんだろうと思って調べてみたら、小学校のは載っているんですけども、山自体にあるのかないか、ちょっとわからなかった。ただ、船岡山というのだけはわかって、わかれば私のほうのせつかく花のまち柴田を宣伝するのに、船岡の山というのは船岡というのはそこから来ているんだということを言えるので、インターネットで引っ張って見たんですけどもわかりませんでした。船岡城址公園は、どのような指定を受けているのかと、こういうのをつくっちゃいけませんというのであればちょっと、どのような制約があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） いいですか、保留でよろしいですか。後ほど。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 船岡城址公園は、都市公園という指定になっているかと思いません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私その前に、都市公園の前に歴史上の制約があって、あそこに防火水槽なんか掘っておいてはだめだとか、掘ってはどうかとかと、いろいろ制約があったはずなんです。どうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。どうぞ。

○危機管理監（小玉 敏君） 船岡城址自体が町の史跡になっておりまして、町指定の船岡城址ということで、そういう文化財的なことで指定されております。それで、里山ガーデンなり、あと下のさくらの里とかつくるときも、県の文化財保護課から来まして、まず目測、その後試掘、そしてそれがきちっと終わった後にしか建物の建設ができないということが、そういう文化財の縛りがありました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 建物ということは、防火水槽は入るのかどうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 結局地盤を今ある土地からもっと下げるといって、防火水槽をつくるという場合は、その部分で文化財の部分にかかりますので、それも問題になると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 防火水槽の容量というのが、40立米なんです、一番最小で。1分間に1立米放水して、40分間続けると、これが最低の基準だと。大きいのはどこまでやれるのかと。どのぐらいなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 中には大きいということで、200立米とかという防火水槽もあります。大きさの上限というのは特になくて、あとそういう消防水利ということだと、プールとかそういうのも水利として考えることができます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 学校があるんでしたらそういうのもいいのかと思いますけれども、学校がないのでプールはちょっと無理かと。それで、現在館山下に防火水槽がありますが、もし、さくらの里に火災が発生した、消防車が飛んでくると、あそこからつないで持って行くのは、ホースをつないで持って行くのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 今、この前消防署とあと都市建設課、あと商工観光課でお話をさせていただきました。そして、我妻議員おっしゃる防火水槽は、やはり40トンしか入りませんので小さいために、しばたの郷土館の思源閣の脇のところに、75ミリの消火栓がございます。そこから延長して頂上まで持っていくと。その延長も柴田町だけでなく、ほかの町の水槽車とか、ポンプ車を連結しまして、最終的にはホースを40本ぐらいつなげて、里山ガーデンハウスまでいくということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 40本つなぐといたら容易じゃないでしょう。どれだけの消防車が来れば間に合うのかわからないですけれども、検討を要するようなあれなんじゃないですか。さくらの里がありますから、消防車上がってきてもらって云々というよりも、消火栓、防火水槽です、そこら辺を用意すべきじゃないかと。防火水槽の一番大きいと言われているのは、実は清水のところにあります。高台寺の下のほうに、高台寺があるんですけれども、両方を兼ねて5,000立米のやつがあります。ですから、200、300立米ぐらいにしたら十分できるということなんです。

それでは、今三の丸広場に地下式防火水槽をつくるとすれば、できるのかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 技術的にはできますけれども、先ほどお話ししたように、文化財

の指定がありまして、それで前もって試掘とか発掘調査をして、その後に建設になるという予定でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 建設可能だということで、それだけの期間を設ければできるということなの、それでよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 発掘をしなければならないという期間的なものと、あと人的なもの、そして発掘する場合の金銭的なもの、そしてそこに何かが出た場合の工事のストップとか、貴重なものが出ればそれをずらしてほしいとか、そういう部分でいろんな制限が出てくるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） これは私もわからないんですけども、そういう試掘、掘っている文化財が出てくるとかなんとかと調べて、防火水槽をつくったと。それがもう1つとか、3つとかとこれはできるのかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 1つだけで防火水利が足らなければ、そういうことも1つだけじゃなくて、2つとかそういう可能性はあると思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 西住町から、船岡用水が館山の下をくぐってきて、御館橋のところを顔を出しています。あれ何とかうまく使えないものかと思っているんですけども、あれも水の流れるとき、流れないときがあるので、タンクが2つ、3つあれば常時1つ、2つ満タンにしておけるかと思うんですけども、それはいざ使うときにつくとなれば、そういうことも検討する必要があるのかと。

最後に、先ほど町長が火災が起きたらということで、想定しているいろんな消防団や消防署も活動したんですけども、もう一度きちっとお話してください。万が一な場合です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） まず、観光客とか人の安全が第一と考えております。そのために、まずは避難させるということが一番重要かと思っております。それで、観光客等を無事避難させた後に、観光物産協会とかあとさくらの里にある消火栓、消火栓も今あるものより設置数をふやして、なるべく初期消火に当たるように、消火器です。失礼しました。消火器を使い

まして、初期消火に努めていくと。そして、それでも足らなければ先ほどお話ししたように、我が町の消防団、あと消防署員だけではなく、この2市7町の協力を得て、ポンプ車、水槽車とかを動員しまして、鎮火に努めたいと思います。それ以上になりますと、自衛隊なり、あと消防ヘリとか、山火災になりますので、そういうときは、そういうところに直ちに派遣支援を要望したいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。

今質問漏れ1つあったんです。里山ガーデンハウスができましたけれども、あそこ禁煙になっていますか。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） たばこ吸えないように、今のところ禁煙にしております。失礼しました。禁煙です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうすると、公園内を歩きながらのたばこはどうなっていますか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 歩きながらのたばこについては、吸わないようにということでお知らせは今のところまだできていないんですけれども、そういった歩きながらのたばこはしないようにというようなことを、パンフレットで今後喚起していきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 来年のグランドオープンには禁煙でいけるということですね。よろしいですか、それで。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 公園内全部禁煙という……。

○16番（我妻弘国君） 私館山だけ言っているんです。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は今さくらの里の脇に1カ所、喫煙所を設けております。どうしても歩きたばことかそういった部分で、全面的に一応しながらも、1カ所だけ喫煙所を設けないと、観光客の方もたばこ吸われる方もいるわけなので、そういった1カ所だけは喫煙所は設けていきたいと。ただ、全面的に歩きたばこを含め禁煙ですということで、パンフレットとかそういったものでお知らせしていく予定です。

○議長（加藤克明君） 再質問いいですか。

○16番（我妻弘国君） 結構です。これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後3時52分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番